

平成24年第4回立科町定例議会会議録

1. 招集年月日 平成24年12月5日（水曜）

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 榎本 真弓	2番 森本 信明	3番 小宮山 正儀
4番 土屋 春江	5番 西藤 努	6番 田中 三江
7番 山浦 妙子	8番 小池美佐江	9番 箕輪 修二
10番 宮下 典幸	11番 橋本 昭	12番 滝沢寿美雄

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 小宮山和幸 副町長 森澤光則 教育長 塩沢勝巳

総務課長 笹井茂 町づくり推進課長 笹井恒翁

町民課長 羽場幸春 建設課長 荻原邦久

教育次長 笹井伸一郎 観光課長 岩下弘幸

ハートフルケアたてしな所長 佐藤繁信 会計室長 真瀬垣妙子

財政係長 斉藤明美

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井民夫 書記 伊藤百合子

散会 午後5時41分

議長（滝沢寿美雄君）おはようございます。これから本日の会議を開きます。

報告します。本日、中澤農林課長、他の公務のため、欠席届が出ています。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの取材撮影を、議場固定カメラ2台により、終日撮影することを許可してあります。

議事日程の説明を願います。今井事務局長。

事務局長（今井民夫君）　　―――議事日程朗読―――

平成24年第4回立科町議会定例会議事日程第1号

平成24年12月5日 水曜 午前10時開議

第1 一般質問

以上です。

◎日程第1 一般質問

議長（滝沢寿美雄君）日程第1 一般質問を行います。

本定例会に6人の議員から一般質問の通告がなされています。質問は、通告順に行います。

最初に、**4番、土屋春江君**の発言を許します。

件名は **1. 防災告知放送施設整備事業を**

2. 観光振興策について

3. 養護学校分教室設置方向は

質問席から願います。

〈4番 土屋 春江君 登壇〉

4番（土屋春江君） 4番、土屋春江です。おはようございます。議長に許可をいただいておりますので、3件の質問をいたします。

まず、初めに、防災告知放送施設整備事業についてであります。

平成19年10月1日より、気象庁は、緊急地震速報の一般向け提供を開始いたしました。町民の安全・安心のために、気象庁が配信する緊急地震速報、緊急速報メールの活用方法について、元議員、同僚議員が一般質問をしています。私も、平成22年に、聴覚障害を持った方は町の災害情報がどのような方法で自分たちに伝達されるのか、不安であるという意見をいただき、メール情報通信が有効であるので、町でシステム導入を考えていただきたいと提案した経緯があります。私たち3人の質問に対し、近隣市町村の動向を見きわめた上での判断、また調査・研究をしたいの答弁でありました。

2カ月前、県で県内の各自治体の全国瞬時警報システム、J-ALERT活用を新聞で公表されています。公表によりますと、同報型防災行政無線等を自動起動し、有線、光ファイバー、通

信機能付き屋外拡声スピーカーなどで住民への伝達情報を行っている団体、そして市町村区庁舎にて受信のみを行う団体とがありますが、当立科町は、J-A L E R Tについては庁舎にて受信のみの行う団体であります。

昨年、東日本大震災で犠牲になられた方は、今日現在1万5,870名、行方不明者は2,814名となっております。地球科学専門家は、日本列島は2011年から地震と火山噴火の活動期に入り、今後、さまざまな自然災害が予想されると言っております。

現在、立科町の緊急時の情報伝達方法は、町民向けに音声による有線放送が主流であり、保育園、小学校、中学校におきましては携帯連携網サービス、絆ネットが導入され、中尾・美上下・蓼科地区におかれましては光ファイバーにて整備されています。

これから予想される災害に対して、町は町民に即災害情報を伝える義務があると思います。幸い、災害の少ない地域ということで整備がはかまれていると思いますが、当立科町には全国瞬時警報システム、J-A L E R Tが設置されていますけれども、緊急情報を自動放送で町民の皆様へ伝える防災告知放送設備施設がまだされていません。町民の安全・安心をより確実に守るためにも、屋内外において情報伝達可能な整備についてお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

町長（小宮山和幸君） おはようございます。お答えをいたします。

昨年の東日本大震災で、大津波の襲来を住民に知らせようということで、防災無線告知放送のマイクを握ったまま津波に飲み込まれて犠牲となってしまった自治体の女性職員がいました。身を挺した行動には感動の余り、涙が止まらなかった思いがございます。改めてご冥福をお祈り申し上げます。

防災無線告知放送は、災害が発生したときや災害警報、注意報の発令、また避難指示など、災害に対応すべくお知らせを、屋外の広い範囲に及ぶ放送ができるように、緊急通報システムが行われており、移行に当たりましてはさらに検討しなければならないと考えておりますが、現在立科町の仕組みは、有線放送が主な告知放送となっております。その有線放送の今後の課題というのが、今話題になっておりますけれども、そのことが町民に及ぼす影響が非常に大きいということで、そちらの検討もしていかなければならないと考えております。

そうした中で、日常生活においては、この住民へのきめ細かな情報伝達が第一に必要なかかと考えております。まず、その有線にかわる代替設備を考え、その後において防災無線告知放送設備を計画していきたいと考えておるわけであります。

なお、国では、2016年を目処に、全市町村への整備を、またその補助をしていくとしているようでございます。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） それでは、2016年に国として補助を出していく意向ということが、町長のほうから、今答弁をいただきました。そして、有線放送を課題にして、有線放送にかわるものということで、答弁をいただきました。

町長にお伺いいたしますけれども、同報型防災無線は住民に同報を行う放送として整備されているものであり、いわゆる昔の有線放送を発展解消したものであると聞いております。今も言われておりますけれども、過去に津波、水害などの大災害のあった地域、東海地震警戒地域、原子力発電所などの原子力関連施設周辺では、ほとんどの市町村に整備されていると聞いております。過去に災害が少なかった地域では整備がおくれていると言われてもいますけれども、幸いなことに立科町も災害が少ないため、整備がおくれていると思っておりますけれども、町民に対して、今の伝達方法がベストとは考えていないと思っております。

2016 年前に、だからあと 4 年後、この 4 年間にもしかして災害があった場合、今までの、今の放送伝達では、屋外での情報伝達がほとんどできていないという欠点があります。その屋外での情報伝達をどういうふうにお考えでありますでしょうか、お聞きいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 今の町が行っている有線放送を使った告知放送がベスト、完全ではないということ、それはそのとおりでございます。

ただ、議員さんのおっしゃいますように、屋外という問題になりますと、今の状態では難しいと思っています。

そのことの必要性は認識はしているのは間違いございませんけれども、当町での一番の弱点というのは、完全な状態で、完全といいますか、できるだけたくさんの情報を届けるという部分があります。仮に屋外だけを専攻して見ても、肝心の屋内にいる方を取り残してはだめなんです。

今の立科町における状況は、先ほども少し説明しましたけれども、佐久浅間農協で経営しております、これは立科町だけでしかやってないんですけれども、有線放送の事業、このことに今頼っている状態なんです。ところが、今後のこの放送事業につきまして、今 J A の中では課題がありということに聞いております。そうしますと、その場合、全町の中の大半の告知放送に問題が出てくるわけです。そのことのほうが、私どもにすれば、きめ細かな行政情報もそうですけれども、そのこともあわせてやっていかなければいけないというふうに考えているわけです。

そうしますと、必然的に必要なきめ細かな情報伝達、日常の、そのこの部分のところをまず進めていくということ。そして、どういうことかということ、昨年ですか、蓼科区に整備されたようなケーブルテレビを使った告知放送が主になると思っております。

また、これらのサービスにはいろいろなものがありますので、行政サービスの中の児童健診ですとか独居老人等の緊急通報システムなども使っておりますので、こういったこともとても大切なこととしております。

いずれにしても、国も 2016 年目処というふうにやっております。間があるとは言っていないけれども、この方向の中で進めてまいりたいと思っています。

もう 1 点、つけ加えなくちゃいけないのは、この告知、防災無線なんですが、立科町の場合は、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、海から遠い、それから原子力発電所の場合もそうなんですが、近くではないと、それから地震ですが、地震の場合は、立科町の地形的というか、地理的なことを考えたときに、一番心配なのは直下型ですか。直下型になりますと、仮に防災無線

が発令されても、その放送されてから本震が来るまでの時間が数秒です。ここの数秒の中での、これは非常に微妙なところなんですけれども、ここが少し迷うところでございます。そうした意味で、当然屋外にいる方も知らせるといふことの認識は、必要性は感じておりますけれども、今現在は、この全戸に告知放送を整えていきたいというのが考え方でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） 今、町長、ちょっとお答えをいただけてないのがあるんですけども、万が一、災害が起きたときに、町内はいいですね。屋内にいるときは有線放送で流れるからいいんですけども、屋外の人たちの、その伝達方法というのはどういうふうにしていくのかというのをお答えをもう一度お聞きしたいと思います。

というのは、この間、クマ情報がありましたね、姥ヶ懐で。あのときに広報車が回って、それは町内だけでなく、屋内外にも聞こえると思うんですけども、例えばそういう方法でやるのかどうかというのをお聞きいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 専門家ではないので、少し間違いがあるかもしれませんが、今現在、そのJ-ALERTで伝達される情報というのがあるんですが、これはまず地震情報、これは震度5以上が主になるのかな、それから津波情報、それから火山情報、津波と火山はちょっと立科は考えにくいと思います。それから、気象情報、これは大雨洪水ですから、これはもうある程度時間的な余裕があるようでございます。それから、一番国では大きな形としておりますのは、有事関連情報です。はっきり言えば、ミサイルですね。

こういったことなんて、先ほど議員さんのおっしゃいます、この放送ではクマの出没とか、そういったものは一応対象にはならないわけでありまして。あくまでも、それは町の中の情報として広報活動をしていくというのが正しかろうと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） すいません。今、ちょっと私の質問がいけなかったように思いますけれども、そのクマの情報というのはそのJ-ALERTには入ってないんですけども、そのJ-ALERTをちょっと今抜きまして、町内でそういうことが起きた場合にはどういうふうにやっていくのかということをお聞きしたいと思います。

では、総務課長、よければ、よろしくお願ひします。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井 茂君） いろんな外からの情報を町民、住民にどういうふう伝えていくかという中で、屋内における放送、それと屋外における放送と、こう2つありますが、今現在では屋外放送というのが導入されておられません。町でも、導入といいますか、設置しておられません。その昔は、各地域にはスピーカーなるものが設置されて、当時はどちらかといえば外部放送のほうが多かったと思いますが、現在はいろんな細かな伝達情報放送をしていくためには、室内放送のほうに重点を絞っておりますので、そういうふうになっておりますが、その外部放送が必要となります場合には、どうしても広報車を使うやり方でしか、当町においては今はできません。

ほかに、各部落によっては屋内放送を設置しているところもありますけれども、役場のほうからは、そういった地域においては、区長、部落長のほうへおつなぎをいたしまして、外部放送なりに流していただきたいというふうをお願いをしていく予定でございます。ですから、広報車並びに外放送のできる地域においては、そちらへは町のほうからおつなぎをするということで、現在はやっております。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君）4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君）ただいま、総務課長のほうから、じゃ広報車ということで、瞬時アラートができるまではそういう対応をしていきたいという答弁をいただきました。よろしくお願いいいたします。

総務課長にお伺いいたしますけれども、今年の9月3日に実施しました全町民対象の防災訓練でございますけれども、その情報伝達のほうの関係で、一番その反省点のポイントというのがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君）笹井総務課長。

総務課長（笹井 茂君）9月2日に防災訓練を行いました。いろんな内容を、今回含みまして、訓練を行いました。情報伝達訓練におきましては、各部門ごとといいますか、役場の中での情報伝達、それから各外へ出ている団体、交通安全協会でありますとか消防団、そういったところへの伝達ということで、それこそ専門的な分野での情報伝達のみでありました。

ただ、地区住民の皆さんの代表のほうから避難状況ということで、その避難住民が何人というような、そういうような連絡の訓練も入ってはおりますが、やはり今回の訓練の中で、反省点といいますか、一番望まれていたのは、アンケートもやったんですが、避難訓練というところを望まれていたようなふうにあのアンケートの結果は出ております。

いろんな専門的な訓練もですが、役場のほうからの内部での連絡は、それはそれで当然だろうと。住民と自治体、訓練本部といいますか、本部ですよね、訓練に限らず、そういったところとの連絡が、やはりもう少しはっきりとわかるような方法でやられたほうがよかったんじゃないかなというアンケートが出ております。ですから、次回は、ちょっと抱負も申し上げますが、今後の訓練につきましては、そういった部分にもう少し力を注いでいったほうがいいかなと、こう思っております。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君）4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君）では、総務課長にもう一度お聞きしたいんですけれども、町民、町民は町民なんですけれども、障害を持った人たちの、その防災訓練への参加の中での、こうしてほしいという要望みたいな意見というのはございましたでしょうか。よろしくお願いたします。

議長（滝沢寿美雄君）笹井総務課長。

総務課長（笹井 茂君）はい、お答えします。

そういった皆さんへの配慮はしていただく、要望はありました。その辺につきましては、重点を特別置いておきませんでしたので、やはり足腰立たない皆さんも、高齢者の皆さんもいますし、

そうでない方もいらっしゃると思いますが、いずれにしても障害を持つ方々の誘導ですとか、その皆さんの動けること、それから情報の伝え方、そういったことをもうちょっと工夫しなければいけないと思っております。反省点にはあります。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） それでは、2016年に国からの補助というような予想もあるということでございます。

ぜひ、予期せぬ災害に対して、立科町全域の、その安全・安心を確保していただいて、このJ-ALERTの整備はもちろんですけれども、今、総務課長から言われたように、障害者の人たちのためにも、安心・安全な町にしていきたいと思えます。

次に、続きまして、観光振興についてであります。

最近、観光振興に、スポーツとツーリズムの融合の可能性が注目されております。高地でのトレーニングにより、スポーツ選手の生理機能及び運動能力の向上、中高年の健康増進及び体力向上、肥満の運動療法に標高1,500m地点が適していると言われております。また、活力ある長寿社会づくりに、大自然の中でのウォーキングなど、スポーツを健康づくりの手段として活用することで、国民の心身の健康の保持、増進や効果的なリハビリテーション、介護予防、その結果として、医療費、介護費の抑制等が期待できるとも言われております。

白樺高原は、この点、最適地であるということ、私は再確認したところであります。さらなる観光振興のためにも、運動後、気分を和らげる、汗を拭う、筋肉疲労等を解消するためのシャワー設置や樽ヶ沢の温泉を利用した公衆浴場、露天風呂等、既存の体育センターや観光センター等に設置し、観光振興のハード面においてバックアップが必要と考えますが、この点について、町の考えをお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

町長（小宮山和幸君） お答えをいたします。

議員ご承知のように、最近ではスポーツを取り入れた観光振興策が注目をされております。中でも、高地でのトレーニングが注目をされているわけでありまして。

長野県では、東京観光情報センターにスポーツ合宿等の推進員を配置いたしました。市町村との連携により、スポーツ合宿や国際会議等の誘致情報を一体的に発信し、交流人口の増加と地域のスポーツの振興につなげたいと、呼応しましたスポーツ合宿誘致推進事業をこの4月から立ち上げております。これによります調査で、合宿利用のできるスポーツ対応種目や施設、宿泊施設を登録しております。

当町の白樺高原は標高1,500mを超える場所にあるために、以前から道路や歩道を利用しての高地トレーニングのメッカとして盛んになってまいりました。特に、グリーンシーズンは、学校寮や公共団体の保養所、会社の保養所やホテル、ペンションを利用して滞在をしてスポーツ合宿に利用されている状況がございます。

また、町営施設の女神湖多目的運動場、また蓼科ふれあいセンターを利用し陸上競技やサッカー、屋内スポーツではバレーボールや剣道など、多種にわたるスポーツ合宿に利用がございます。

白樺リゾート池の平ホテルでございますけれども、昨年4月から白樺湖畔での健康いきいき診断プログラムによります健康志向のランニング合宿の受け入れに積極的でございます。

スポーツ合宿の誘客には、幾つかの整った条件が必要であるとのこと指摘は、そのとおりでございます。運動後の気分を和らげるために、ぜひこの白樺高原の大自然を満喫していただきたいと考えているわけです。

町営施設の利用状況でございますけれども、ほとんど白樺高原にあるホテル、旅館、ペンション、寮、保養所等の予約による利用であります。運動後に汗を流すシャワーでありますけれども、大変気持ちのよいものであります。スポーツ合宿の方は、おおむね宿泊されている施設を利用されているようでございます。観光センターのシャワーの利用は、ほとんど蓼科山登山者で、バス利用の方の利用が多うございます。

それから、ご質問の樽ヶ沢温泉を利用いたしました公衆浴場等の利用方法についてでございますけれども、現在は県道の工事で発生する残土等で埋め立てが行われており、これが完成しますと道路と平らになります。新たな利用も考えられますので、今後検討してまいりたいと考えております。

それから、観光客への立科農産物の提供についてでございますけれども、農林課、あるいは振興公社が連携いたしまして、観光協会などを通じて消費拡大に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） ただいま、町長から、樽ヶ沢を利用した温泉の計画とかを立てているということをお聞きしました。

これは、グリーンシーズンだけではなくて、町長にお伺いするんですけれども、ウィンターシーズン、両方に通用する、やっぱり癒しの湯というものが、私はこれから大事ではないかなというふうを考えております。

それで、昔、湯治というのがありましたのを覚えてますでしょうかね。温泉に入り治療をするという意味なんですけれども、農閑期の中に体を休めようという、そういう湯治というのが昔はやっていたと思うんですけれども、そのような湯治の方法で、スポーツ選手とか中高年の健康増進、肥満の両方には1週間程度は必要だというふうに統計が出ていると聞いております。そのような湯治的なものを、このようなパックにして、これはウィンタースポーツのパックなんですけれども、やっぱりグリーンシーズンもウィンターシーズンにもこのようなものを入れていただいて、そして立科高原の活性化を図る、そういう考えを、私は今思っているんですけれども、それのためには、町として、先ほど言われた温泉をつくるという、つくるかどうかわからないんですけれども、そのようなことを考えているということをお聞きしましたんですけれども、やっぱり湯治という、そういう昔ながらのものを利用した、そういう観光振興策というものを私は大事だと思っておりますけれども、その点、もう一度お聞きいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） ご指摘のとおり、観光地は温泉があると、非常に有利です。立科町も、数年前に樽ヶ沢温泉の使う権利と申しますか、使えるようになったわけですがけれども、何とかそれを利用したいという思いは、全く同じでございます。

ただ、今までの場所が、地形的に低いところが場所だったものですから、非常に使い勝手がよくないだろうということで、建設事務所の工事や、町の工事もそうなんですけれども、そういったものを利用した土を盛土して、早い時期に道と平らにしたいなと思っています。

その中で、今議員さんのおっしゃいますように、通年を通じた、何か施設的な利用ができないかということは検討しておるわけでございますけれども、場所的に女神湖と白樺湖の中間点でございますので、これは、そのいろんな計画に当たりましては、白樺リゾート観光協会ですとか蓼科白樺高原観光協会、そうした事業者の皆様ともよくよくご相談をさせていただいて、一番いい方法がとられればいなというふうに思いますが、なかなか温泉利用は難しさもございまして、よくよくまた皆様方のご意見を伺いながら、どこまでできるかを検討してまいりたいというふうに思っています。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） ただいま、町長の答弁のとおり、私もそういうふうに思います。そのためには、やはり町としてハード的なバックアップというのは、私は本当に必要だと思うんですね。ですから、これからの観光に光を考えた場合に、その町としてのバックアップをぜひ、数年後ですか、樽ヶ沢のあそこのところが平らになってしたときに考えていただければ、本当に白樺高原の観光がまたグリーンシーズン、ウィンターシーズン、両方を通じて活性化になればというふうに私も思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、3番目の質問に入ります。養護学校分教室の方向はについてであります。

障害のある子供たちが地元で学べるようにと、前々から養護学校の分教室設置を要望してきました。町教育委員会様におかれましても、県教育委員会に陳情をし、分教室設置に努力して下さっていることには、本当に感謝申し上げます。

その後、状況はどうだったのでしょうか、教育長にお伺いいたします。よろしく願いいたします。では、町長より答弁お願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

町長（小宮山和幸君） お答えをいたします。

長野県には14の養護学校が設置されておまして、立科町周辺では、小諸養護学校と上田養護学校の2校がございまして、当町の児童・生徒は、このどちらかの学校に通学することになりますが、地元の学校と違いまして、通学には、児童・生徒はもとより、保護者にとりましても相当の負担がかかること、また対象者が増加しているというようなことから、立科小学校に養護学校の分教室を設置してほしいということで、就任以来、幾度となく県教育委員会に要請を行うとともに、県議会の文教企業委員会にも陳情をしまいた経過でございます。

この町の要請に対しまして、県の教育委員会からは、パイロット事業での分教室を設置し、その検証をしてからでないと検討できないとの回答なんでございます。

ようやくモデル校の設置もある程度終了し、その検討も進んでまいりましたことから、検討していただける段階となりつつあります。現在は、設置基準となります児童・生徒の数、あるいは対象者数の今後の見通し、保護者の意向などについて、相互に検討しているという状況でございます。

分教室設置に向けまして、今後も努力をしてみたいと考えております。立科教育に対する町民の反響と教育委員会の意向の経過につきましては、担当課のほうからお話しさせていただきたいと思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） 町長のほうの答弁から、分教室について一生懸命やっているというお答えをいただきましたので、教育長にはちょっとほかのほうでお伺いいたします。

では、教育長にお伺いいたしますけれども、『広報たてしな』11月号に、すべての子供に力をつける立科教育の見出しに、立科教育マルチプラットフォームの図くしが掲載されたんですけれども、その中で、特別支援教育の推進で、障害を持った子供たちの理解と推進と記されてあります。広報で紹介されまして1カ月が過ぎたんですけれども、障害を持った保護者からの反響というのはどうでしょうか、そこをちょっとお聞きしたいと思いますけれども、よろしくお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 塩沢教育長。

教育長（塩沢勝巳君） お答えをいたします。

広報で立科教育につきまして、公表をさせていただいたところでございます。その中で、特別支援教育の項目があるという中で、これに対して町民の皆さんからの反響はどうかということでございますが、町民の皆さんからは、特別教育に限定したご意見あるいはご質問等は特別いただいておりますが、立科教育という全般の中では、複数の方からご意見等をいただいているというのが現状でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） 広報に立科教育のマルチプラットフォームが紹介されて、今教育長から1カ月の反響を聞いたんですけれども、また教育長に聞くんですけれども、障害を持った保護者の皆様との就学に当たっての懇談会、就学時の懇談会というのがあるんですけれども、そのときの、その保護者からの要望、ニーズというものをどういうふうに町の教育委員会で理解し、それをどういうふうに養護学校のほうへ持っていくのか、普通の子供たちと一緒に地元の学校で学べるのかという、その判断基準というものをどういう方法でしているのかということをお聞きしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 塩沢教育長。

教育長（塩沢勝巳君） 障害を持ったお子さんの就学につきまして、どのようなことで保護者との懇談をされているかと、あるいはまた要望等来ているかということだと思っておりますけれども、子供の就学に当たりましては、保育園から小学校、小学校から中学校というふうに、順次上がっていきます。

そんな中で、当町では保育園を、今までの町民課から教育委員会に所管を移しました。これによりまして、ある程度情報の一元化ということができてまいりまして、適切でスムーズな進学指

導につながっているのかなというふうに感じております。

ニーズ、あるいはまた要望の聴取につきましては、一部の保護者の方より、個別にご意見あるいは要望等をいただくということもあるわけですが、大抵は保育園の就園中に、その児童の状況について、保育士でありますとか保健師、あるいはまた巡回相談員、それから進学調査員の皆さんによって、いわゆる観察調査をさせていただいております。これに基づきまして、就学について保護者と懇談をさせていただいているという中では、ニーズ、意向、これについては随分聴取できているのかなと思いますし、教育委員会だけでなく、いわゆる子育てをしております、あわせてやっております町民課でありますとか、あるいはまた保育園、こういったところ、関係する部署が連携して行っておりますので、そういった要望等については十分聞いているのかなというふうに感じております。

議長（滝沢寿美雄君）4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君）これで私の質問を終わりにいたしますけれども、いずれにしましても、ぜひ県教育委員会のほうに強くアピールをしていただきまして、立科町でぜひやりたいと、それが実現すれば、本当に私、前回は質問いたしましたインクルシブな教育、それも立科教育につながってくるんじゃないかなという思いもいたしますし、また同僚議員がプレジョブですね、それもやはり立科町の企業のところでそういう人たちがいらして、こういう仕事ができるという、それにもつながっていきますので、ぜひ強くですね。教育長も教育次長も、皆さんお優しいような感じでありますから、しっかりと強く言っていただいて、そして立科の町に分教室を設置していただくよう、よろしく願いいたします。

これで、私の質問を終わりにいたします。

議長（滝沢寿美雄君）これで、4番、土屋春江君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩とします。再開は11時からです。

（午前10時47分 休憩）

（午前11時00分 再開）

議長（滝沢寿美雄君）休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、6番、田中三江君の発言を許します。

件名は 1. 立科教育の具体的推進について

2. 米の生産調整の促進は

質問席から願います。

〈6番 田中 三江君 登壇〉

6番（田中三江君）6番、田中三江です。通告に従い、2件、質問いたします。

初めに、立科教育の具体的推進について、質問いたします。

町長の選挙公約、重要施策である立科教育が、今回、発行されました広報11月号の16ページ

と17ページに掲載されました。小宮山町長が広報1月号の新春を迎えてのあいさつでも、お考えを述べられており、その構想、すべての子供に生きる力をつける、立科教育を推進しますについて、そして立科町の教育をどのように進めていくのか、詳細をお伺いいたします。

まず、町長は、立科の子供たちをどのように育てていくのか、小学校、中学校の9年間を見通した教育目標と重点目標、その目標に迫る基本的な考え方や取組み内容等、以前から今までも、学校教育目標が作成され、それに従って小・中学校の教育がなされてきたと思いますが、教育については、町民の皆さん、とても関心を高くお持ちです。

そこで、今回、新たに立科教育として発表されました、その内容と、また保育園、小学校、中学校、高校と、どのように関連、協力をしていただき、進めていくのか、お伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

町長（小宮山和幸君） お答えいたします。

教育は、心身とも健康で、社会の形成者として必要な人格の育成、これを目指して行うものでございまして、町では従来から人権を尊重し、思いやりと規範意識を持ち、社会に貢献できる人間、みずから学び、行動し、豊かな想像力と個性でたくましく生きる人間、これの育成を教育目標に掲げ、この基本方針をもとに、それぞれの施策を行っているところでございます。

11月の広報に掲載をいたしました立科教育では、国・県及び町の教育目標と基本方針を踏まえて、子供たちの育成に当たりましては、より高みの施策を展開し、またより具体的に推進するために、今回、企画、立案の方針をうたったものであります。

立科教育は、すべての子供たちに生きる力をつけることを最大の目的として、まず幼児教育の充実、次に学力向上、次に豊かな人間性の育成、そして特別支援教育の推進であります。これらを柱に、保育園、小学校、中学校、蓼科高校の連携と、家庭、地域、事業所、行政など、あらゆる関係者の支援と協力をいただき、次代を担う人材となるよう、児童・生徒の育成を目指すものであります。

詳細につきましては、担当のほうから申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君） 塩沢教育長。

教育長（塩沢勝巳君） 立科教育につきましては、ただいま町長が答弁をいたしましたように、すべての子供たちに生きる力をつける、こういったことを目的に掲げました項目を、関係します皆さんの支援、ご協力をいただき、事業を推進をしていくという計画であります。

取り組みの項目としては、学力向上、キャリア教育、特別支援教育、健康増進、体力向上、あと心を磨く、郷土に学び、発展をさせると、こういったことを柱にしておりますが、これらの事業を推進するに当たりまして、特に保育園、小学校、中学校、高校、この連携は大変重要と考えております。

児童・生徒や教師の交流、学校間における授業交流、こういったことは保育園から小学校入学時に心配されております小1プロブレムでありますとか、あるいはまた小学校から中学校進学に際しての集中ギャップの解消と、あるいはまた学力の向上、それから豊かで好ましい人間関係の醸成や規範意識、こういったことに期待がされているわけでございます。

立科教育では、取り組みたいという項目を幾つか掲げておりますけれども、今年度は、まず小・中・高のプレ授業の交流と、それから幼児教育の充実について検討を始めているところでございますが、今後もできることから順次進めまして、町の宝であります子供たちの育成に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、関係する皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君）6番、田中三江君。

6番（田中三江君）町長からの説明、思いといいますか、それと教育長から説明を今いただきましたけれども、素朴な質問なんですけれども、広報には同じ表現が漢字と平仮名になっているところ、また立科教育マルチプラットフォーム、チューター等、耳なれない難しい言葉があり、町民の皆さんがどのように受けとめればよいのか分かりにくいと言われます。先ほど内容のご説明もいただきましたけれども、この発表されたことについて、先生方や保護者、地域の皆さんに理解や協力をいただき、どのように実践していくのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（滝沢寿美雄君）塩沢教育長。

教育長（塩沢勝巳君）お答えいたします。

今、幾つかご質問をいただきましたが、最初の使っている文字に平仮名と漢字の使い分けがあるのかというようなご質問かと思いますが、これにつきましては特別な意図はございません。

それから、この図で示しております中での用語といいますか、これはどんな意味かというようなことのお尋ねかというように思いますけれども、最初に立科教育マルチプラットフォームについてでございますけれども、これは立科教育を推進、また支援するための関係するすべての基盤であると。これと同時に、教育のためだけではなくて、ここで組んでおりますネットワーク、各部門の総合支援協力や、あるいはまた立科教育として実施をします事業、これが関係する町や、あるいは他の部門、こういったところの振興発展にもつながるという組織ということで考えております。

それから、チューターでございますけれども、これは以前にも議員さんのほうからもご質問いただいたという記憶がありますけれども、これは学生による児童・生徒への支援ということが主な役割かと思いますが。たとえば言えば、大学生が高校生、あるいは高校生が中学生といったように、児童・生徒の、その学習の支援を行うというものでございまして、町内ということにたとえば、蓼科高校の生徒が、立科中学あるいは小学校、学校の児童・生徒の学習支援を行うということになるかというふうに思います。

それから、ではこれを実践するのに、それぞれの理解は得られるのかというようなご質問でございますけれども、立科教育につきましては、学校長も同席をします定例の教育委員会、この中で協議、決定をしておりますので、先生方については十分ご理解をいただけるのではないかなというふうに思っておりますし、また保護者や地域の皆さんにつきましては理解と支援をいただきますように、必要なことは当然のことながらお伝えをし、協力を仰いでいきたいというふうに考えております。

議長（滝沢寿美雄君）6番、田中三江君。

6番（田中三江君）地域の皆さん、支援、協力をしていただくということですが、ちょっとまだよく分からないところ。小さな町でございますので、この皆さんがご覧になる広報というものはお年寄りの皆様から若い皆さんまで、今はやりではございますけれども、なるべく分かりやすく載せていただきたいと思います。

そして、また蓼科高校の生徒さんとの連携ということは、大変難しい問題だなというふうには思いますけれども、それぞれの小学校と中学校、高校にも学校の教育目標というものがつくられていると思います。

教育長にお伺いしますけれども、当町の小学校・中学校の指導や連携、どう図っていくのでしょうか。小・中の連携です。考え方や取り組みの内容をお聞きいたします。

また、自然豊かな立科でなければできない教育、特徴のある学校づくり、これからどのように行っていくのか、お伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君）塩沢教育長。

教育長（塩沢勝巳君）まず、学校間連携でございますけれども、小・中は義務教育であり、また高校はちょっとまた管轄が違うというようなことで連携が難しいというふうにお考えかもしれませんけれども、町は小・中・高一体として教育を行っていくということで、この立科教育を打ち出しております。したがって、小・中・高の連携を図るためには、それぞれの学校間、いわゆる先生方のご協力が当然必要になってくるわけでございまして、これにつきましてはもう既に学校長さん等にお集まりをいただきまして、立科教育の方針等につきまして説明をさせていただき、取り組みを始めているところでございます。したがって、始まったばかりではありますけれども、こちらは順次内容の濃いものにしていきたいなというふうに思っております。

それから、立科ならではの教育ということかと思っておりますけれども、立科町は自然環境にも恵まれておりますし、また文化といったものにも貴重なものがいっぱいございます。それらを、当然学んでいただき、地域を愛する、より郷土を愛する、こういったことを根底に据えて、究極的には、町長が言いますように、生きる力をつけるといったことができる、そういった内容を盛り込んでいきたいというふうに考えております。

議長（滝沢寿美雄君）6番、田中三江君。

6番（田中三江君）すべての子供に生きる力ということですが、この広報、見開きになっておりますけれども、その力をつけるための学力向上の立科カリキュラムですか、ここに書かれていますけれども、保・小・中・高連携実践研究とありますけれども、この研究は具体的にはどのように進めていかれるのでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）塩沢教育長。

教育長（塩沢勝巳君）お答えいたします。

立科カリキュラムは、いわゆる保育園・小学校・中学校・高校を通しまして、基礎基本の定着でありますとか、あるいはまたさらなる学力の向上、そして具体的にはこのどこで子供たちがつまづいているのかというような、こういった部分の調査、考察を行いまして、それに基づき、授業の改善でありますとか、あるいはそれを補う補助教材の作成、また学習というのは小学校に

習ったことが中学校、高校というふうにつながっていきます。こういったことから、それぞれ、その児童・生徒の状況に則した教育課程、こういったものを研究し、実践に結びつけていきたいというふうに考えております。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） 連携は難しいことで、先生方もとても大変なことかなと思います。地域の皆さんの協力がとても大切だと思いますので、教育委員会の皆さん、橋渡しなど、大切だと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、町長にお伺いいたします。

人格形成の基盤となる読書、学力向上の中に読書推進とありますが、立科町は図書室です。町内の皆さんが本を寄付して始めた図書室、現在は多くの蔵書があり、昨年よりも今年の来館者は2割ほど増えていると伺っておりまして、とてもうれしいことです。

近隣の図書館を訪ねてみますと、立科町の皆さんがとても多く来館されると聞きます。浅科や上田、そして望月など、近隣の図書館は、学生は学習机で勉強をしていたり、絵本や児童車を親子でゆっくり楽しむコーナーが設置されておりまして、利用者のために多くの工夫やサービスに努めておられます。

最近、新聞等でも読書の大切さが多く掲載されております。当町でも、本を読む環境をさらによいものにすることが大切と思いますが、そのあたりをどのようにお考えでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 田中議員さんのおっしゃいますように、本に親しむ、図書に親しむというのはまことにいいことだと思います。

私自身も本は好きで読みますけれども、立科町の図書館という話になりますと、ちょっと趣が変わってきます。現在、ご承知のように、図書室ということで、蔵書も入ってはおりますけれども、あのスペースではもうこれ以上は入らないというふうに思います。それを増やしますと、今度は大きな公民館の部分が閉鎖されていくというようなことで、今現在はなかなか図書館に移行することが難しいと思います。

そんなこともございましたので、当面は図書室のままなんですけど、今、上田定住自立圏の中、文化教育の部分で、改めて締結をさせていただきました。その中に図書館利用があるんです。これは、上田市の図書館、上田市はたくさんありますけれども、その上田市の図書館を利用するに当たりまして、上田市民と同じやり方、同じ方式で立科町の町民も利用できるという協定を結ばさせていただきました。

そんなことで、当面忍んでいくわけですが、ご案内のように、今ある図書室は公民館との併設でございます。なかなかこの図書館として成り立たせるには、非常にまだまだクリアしななきゃいけない問題がたくさんあるわけですが、ぜひいつかは図書館という形で立科町の運営できるような形にしたいなとは思っておりますけれども、今のところはそんなことで忍んでいきたいというふうに思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君）上田市の図書館も行ってきましたけれども、締結をしましたけれども、立科町とはこれからということで、話し合いがまだできておりませんという、図書館の担当の方がこれからの話し合いがうまくいくようにということでお話をいただきました。人格形成を重視している町長でございますので、できるだけ早めに図書館というものも考えていただきたいと要望いたします。

次に、本についてなんですけれども、当町はブックスタートで本の提供を行っておりますが、どのような方法で差し上げているのか、経緯と現状を町民課長にお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君）どうでしょう。通告と立科教育とは少し外れていますが、答弁のほうは拒否しますか。ちょっと通告とは、立科教育とは外れているので、この問題を外してください。質問。

議長（滝沢寿美雄君）6番、田中三江君。

6番（田中三江君）立科教育と絡んでいるという考え方で、私は質問をしたわけなんですけれども、でも読書について。

議長（滝沢寿美雄君）先ほどの質問は、町民課のほうの育児ですから、ちょっと教育委員会と外れていきます。

6番（田中三江君）では、教育長にお伺いいたします。

先ほども申し上げましたけれども、読書は人格の形成の基盤と思います。当町、ブックスタートから始まりまして、保育園入園までの皆さんを、グループのチューリップの会で読み聞かせを行い、保育園は先生方が行っています。小学校の1年から4年までがバスケットの会の皆さん、5年と6年はふれあい読書の皆さんなど、ボランティアによる読み聞かせが多く行われております。当町の子供たち、実によい読書環境ではないかと思えます。

小学校の環境から見ますと、今年から中学校の図書司書が事務職と兼務となり、子供に本を勧める機会も減っているのではと心配しておりますが、4月からの現状はいかがでしょうか。子供が図書室に行く回数が減っていないでしょうか。これは、立科教育で読書ということもありますので、中学校の状況をお聞きいたします。

議長（滝沢寿美雄君）塩沢教育長。

教育長（塩沢勝巳君）中学校の図書室の状況はどうかというお尋ねかと思いますが、10月までの状況は、23年度と比較をしますと、若干減っておりますけれども、22年度までの水準とはほぼ同水準であるというふうに思っておりますので、通常の貸し出し状況かなというふうに思っております。

また、図書館に来る生徒の数ですけれども、前年とそんなに変わってないというふうに聞いております。ただ、借りているかどうかとか、そういったこととは別に、来館の数についてはさほど変わってないという内容で聞いております。

議長（滝沢寿美雄君）6番、田中三江君。

6番（田中三江君）前年と人数的には同じということですが、子供たちには本の選ばせ方が大切と言われます。

教育長にお伺いしますけれども、図書の先生は膨大な本の中から子供に適したものの、与えるべき本などを選び、読んでもらうためにいろいろ努力をしておられます。町の図書室、そして小・

中学校とも、各先生方、昨年から、また今年からと年数も浅いわけなんです、他市町村は図書の担当は長いと伺っております。当町も、子供たちのためにも、短期の異動などではなく、じっくりと子供たちと向き合うよう、長期的に担当をしていただけるよう、お願いいたしますが、いかがでしょうか。

また、中学の図書司書、図書の専門の先生を配置することを望みますが、いかがでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 塩沢教育長。

教育長（塩沢勝巳君） お答えいたします。

どこの部門もそうですけれども、できるだけ充実しているということが、これは望ましいことかなというふうにも、私も感じておりますけれども、さりとて100%、どこの部分も充足するというのは、現実の中ではなかなか難しい部分もあります。大体議員さんのおっしゃる趣旨は、私どもも理解できますので、貴重なご意見として受けとめさせていただきたいと思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） 子供の読書は、すぐには結果は出ませんが、何年、何十年後にあらわれてくると言います。立科教育そのものではないかと思っております。子供たちに少しでも多くの本、すばらしい本を手にとっただけのよう、よろしく願います。

町長にお伺いいたします。10月に飯山で県の図書館大会がありました。当町で2グループのお話し会で発表をしてきましたけれども、発表者以外が立科町からは1人も参加されていませんでした。とても寂しいことです。隣の佐久市では、市のバスをもちまして、保護者や市民を乗せて、多くの皆さんが参加をされておりました。経費はかかるかもしれませんが、立科教育の人間形成を図るためには、親の皆さんにも豊かな感性を持つお手伝いが必要と思っておりますが、バス等の使用、参加しやすい状況づくりをされてはいかがでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 立科教育に向けての内容ですね。小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 図書大会、大変重要だと思いますし、またそういった拡大された、図書に広めていくというのは大変すばらしい趣旨で、それはすばらしいことだと思うんですけれども、たまたま立科からは参加してなかったというふうになるわけですけれども、ただ、そのことが、議員さんおっしゃいますように、公用車を出すか出さないかという問題ではないというふうに思いますので、この公用車の利用につきましては、また、担当はどちらですか、決まりがあつてやっているわけなので、そちらのほうはそちらのほうでお答えさせていただくとして、いずれにいたしましても、図書の利用の拡大とか図書のすばらしさ等の啓蒙については、今後も議員さんと同じ考えでございますので、啓蒙してまいりたいというふうに思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） よろしく願います。

教育長にお伺いいたします。

去る10月30日に、立科小学校で公開授業が行われましたが、この公開授業を行っている学校は、今では少ないとお聞きしております。当町は、金銭的に、また先生方も仕事量も増えるわけではございますが、公開に合わせての研究、研修を行い、先生方により力をつけていただき、

すべての子供に学力などをつけていただける教育を目指してとお聞きしておりますが、教育委員会ではどのようにこの公開授業を考えて実施されておられるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 塩沢教育長。

教育長（塩沢勝巳君） まさに、議員さんのご質問のとおりでございます。今年で33回目となります小学校の公開授業ですけれども、これは教職員の資質向上を目指しまして、これに基づいて、当然のことながら授業改善を行って、児童にわかる授業を実践するということにつなげたいということを目指して行っております。これは公開授業でありますので、他の学校等から関係する先生方も多く見えますし、また専門家の方も見えます。こういった中でご意見等をいただき、あるいはまた指導をいただけるという点では、この公開授業は成果があるのかなというふうに考えております。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） わかる授業をということでございますが、先生方からも立科へ行きたいと言われるような学校に育てていっていただきたいと思っております。

立科教育、この特別支援教育については、先ほど土屋議員がお尋ねいたしました。豊かな人間性の育成と地域振興について、また幼児教育の充実等、まだまだお聞きしたいことはあるわけなんです、立科教育については最後の質問といたします。

町長にお伺いいたします。

この立科教育のすべての子供に生きる力を、これは今後、シリーズで広報等に掲載されていくのでしょうか。そして、立科教育を推進するために、家庭、地域、行政、学校が共通認識を持てるようにしていかなければと考えます。

義務教育終了時の15歳の子供像をお聞かせください。

町長のお考え、立科教育を推進するために、家庭、地域、行政、学校が共通認識を持てるようにしていかなければと考えます。

そして、義務教育終了時の15歳の子供像をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 最初に、今の立科教育の広報的なことにつきましてお話しします。

これは、毎回シリーズで出すというわけじゃございませんが、随時必要に応じて変化、変化ということはないんですが、進めていく上において、段階に応じて発表できるものがございますので、そういうものについては随時必要に応じてということでお考えいただきたいと思っております。

それから、15歳の中学生像ですか。ちょっと私には非常に難しい。難問でございます。が、先ほど申し上げましたように、その一貫した方針を持って子供たちに臨みたいというのは、お話ししたとおりでございます。保育園から高校までの間なんです、15歳に限ったわけじゃございませんけれども、大きく言うならば、生きる力をつけていくための教育は、すべてやっていく、それに対する町の支援もしていくということには変わりはないんです。

ただ、中学生像と言われますと、これはいかがでしょう。ちょっと私だけの考えだけではなくて、いろんな先生方やいろんな方々もいらっしゃいますので、一概にこれが中学生の像ですよというふうには言えないと思うんですが、強いて言うならば、ちょうど中学は高校に上がる前の受

験等の控えている時代でもございますから、1つには学力向上というのが大きなことですし、心身の、やはりきたえ方も大変重要な時期でございます。

特に、高校を経て、さらに社会に出るという部分では、先ほどの人格の形成というものについて、一番多感な時期でございますので、そうしたことを全体的に見た教育というものを施していかなければならないというふうに思っています。

ただ、行政がこういう形でこういう人間像だけを考えるというのは、少しちょっと行き過ぎかなというふうに思います。いろんな方々、親御さんもいらっしゃいますし、先輩も先生もいらっしゃいますので、そういうことの中からの人格を作っていただけたらと、いきたいというふうに私は思っておるところでございます。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） 大きく2ページにわたって、町民皆様に公表しました立科教育、必要に応じてということですが、町民の皆さんがとても関心も高いわけでございますので、今後もより詳しく内容を伝えていってほしいと思います。

では、次の質問に入ります。米の生産調整の促進はについて、質問いたします。

米の生産調整についてはご苦勞をされていることと思いますが、本年の実績について、私なりに調べてまいりました。

立科町における主食用水稻の生産数量目標 2,560 t、面積換算 383ha が長野県農業再生協議会より示されまして、立科町農業再生協議会を中心として生産調整の目標 39.4%、面積にして約 250ha に取り組んだ結果、実績は 177ha とのことです。この数字は全体面積の 28%に当たり、達成率では 72%ということになります。

今年の米の仮渡し金は、JAでは1俵1万4,508円と聞いております。

また、今年は精算金の前払い金 300円も上乘せ加算されておりますが、米の販売価格につきましては、昨年が1万3,180円、一昨年が1万1,200円でした。この金額を単純に比較しますと、米の価格は上昇をしてきておりますので、新規需要米との価格差が大きくなってきております。

立科町の水田は、強粘土でほかの作物がつかれないため、米の所得補償制度を利用し、水田は水田として生かし、利用することが一番よい方法ではないかと考えております。この制度を利用した今年の生産調整の実績数字は、WC S用が稲の作付け 46件の 13,35ha、10a 当たり 8万円の交付金の支払が予定されておりますが、これ以上の作付けは、需要と供給のバランス上、増やせないのが実情ということですが、飼料米の作付けは 16件で 4.4ha、やはり 10a 当たり 8万円と産地資金の 1万円、できたお米は 1kg10円から 15円程度になるということでございます。加工米は 29件で 2.7ha の作付けと聞いております。この本年度の実績を受け、来年度に向けての水田の生産調整をどのように進めていくのか、町長の施策をお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

町長（小宮山和幸君） お答えをいたします。

日本の生産調整の政策でありますけれども、これは昭和 40 年代から始まりまして、平成に入り、水田農業推進協議会が組織をされ、水田を保全しながら生産調整を推進してございましたけれ

ども、平成 22 年度から国の制度改正によりまして、戸別所得補償制度が始まったわけであり
ます。昨年は、町の推進体制も、農業再生協議会へと生まれ変わったわけでありまして。平成 24 年
度の生産調整の実績については議員のご指摘のとおりですので、割愛をさせていただきます。

当町はうまい米がとれる地域であることから、最近ではうまい米として、個人ブランドでの流
通を図る農家も増えました。農家の生産意欲も強く、生産調整の推進には大変苦労しているところ
でございます。他の作物に転換するには、田の土質が粘性土で、水はけが悪いために、蔬菜や
大豆、そしてソバなど、手軽に栽培できる穀物も普及しておりません。このような理由から、減
反政策には、お米の栽培を中心とした、WCS、飼料用米、加工米等に頼るしかないのが実情だ
と思っております。

平成 19 年度の制度改正では、生産調整は国や行政の管理下から農業者または農業者団体の自
主的な生産調整の取り組みへと移行したわけでありまして。結果は、過剰作付けによる米価の下落
でありました。こうしたことから、立科町では独自に、平成 20 年度立科町米生産調整転作助成
事業交付金交付要領、要綱を定め、生産調整達成者に対し交付をいたしました。いわゆる立科町
版の戸別所得補償であります。

20 年度は、対象者が 42 名、交付額が 109 万円余り、250 a 程度の増でありました。21 年度は、
対象者 472 名、交付額約 240 万円、3ha ほどで増でございました。この背景にありますのは、
21 年度まで未達成の場合、ペナルティがありました。政府の対応も相当厳しいものがあつたも
のであります。

翌 22 年度は、国の制度がまた変わり、国での所得補償制度となったわけでありまして。推進体
制も農業再生協議会と変わり、ペナルティ制度も外れ、戦略作物への補助も加えられ、手厚い制
度となったわけでありまして。勢い生産者の中には、個人での流通を図る農家も多くなってまい
りました。また、マスコミにも取り上げられ、もてはやされるようになってまいりましたわけであ
ります。

国では、生産調整の必要性を唱えながら、生産調整の縛りを緩くしてしまったわけでありまして。
こうした状況を見ますと、正直者が不利にならないようにと定めまして町独自の補償制度の
効果が予測できない事態になったわけでありまして、22 年度からは廃止といたしました。

議員のご提案でありますけれども、農業政策もまことに流動的でありますので、国の動きを見
きわめなければなりませんので、平成 25 年度の推進に当たりましては、今年度同様に、立科町
農業再生協議会を通じて、戸別所得補償制度を柱に、米作農家の皆様方に生産調整のご協力をお
願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 6 番、田中三江君。

6 番（田中三江君） 町長のお話だと、2 年間、立科版の米所得補償を行っていただいたということで、
来年はまた生産調整はご協力をお願いしていくということでしょうか。

9 月の定例会で同僚議員が質問いたしましたことと重複をいたしますが、改めて町長にお伺い
いたします。

加工米の買入価格、1俵9,300円になりますが、JA佐久浅間でも、加工米の普及推進を図るために、1俵当たり500円の上乗せを行い、今年は9,800円になっております。加工米の交付金、10a当たり2万円と産地資金1万円を加算しても、まだまだ主食用米とかの価格差はあります。

佐久市では、生産調整が進むよう、主要米との価格差、手取金額の差を少なくするために、新規需要米に協力した方に補助金を出しております。当町も、加工米の普及推進を目的とした補助金を新設されるお考えはございませんでしょうか。

また、生産調整目標達成に向け、農家の皆さんにどのようにご協力をいただくのか、具体策がございましたら、お聞かせいただきたいと思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 佐久市では、その差額になるよう、埋まるようにということで補助をしている、JAでも500円の補助をしているということですよ。正直申し上げまして、佐久市もJAも手探りでやっているんだらうというふうに思います。

当町の場合、先ほどもご説明申し上げましたように、生産調整については、達成者のために、正直者がばかを見ないようにということでやりました。今回は、そのまさに戸別所得補償をされているわけですが、国ですね。そのことについて、2年経過しましたがけれども、その中で、正直言って、私どもの考え方ではその補償制度、補助制度の結果が予測ができる状態にないと思って考えているんです。そういう意味で、まだまだ国の動向を見きわめなければならないというのが考えでございますので、先ほども答弁のほうで申し上げましたように、予測がつかない状態の中で、改めて復活した戸別所得補償に似たような補助金を乗せるというのは、少し様子を見きわめなければならないというふうに考えております。

生産調整の協力につきましては、これは従前、今までのときはペナルティもございましたから、町も前面に立って生産調整の協力を依頼して回りました。しかしながら、今の状態は、少し状況が変化している状況でございますので、今までと同じような、21・22年ごろの話とは少し違いますけれども、いずれにしてもお米の価格の下落を防ぐためというのが大きな前提でございますので、それをもとに、啓蒙活動については多いに協力していかなきゃいけないというふうに思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） ペナルティは、今のところないということではございますけれども、佐久市の担当者の方とお話ししますと、新規需要米の、この補助、JAと密に連絡をとりながら、この新規需要米に力を入れているということでございました。やはり、主食用米との価格差をなくすために、加工米が一番力を入れやすいのではないかとというのが気持ちでございますので、できれば加工米に対して、JAでも500円という助成をしておりますので、そのあたりをお考えいただけないでしょうか、もう一度お聞きいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 何度もお答えするようで恐縮なんでありますけれども、国の農業政策も非常に流動的なところもございますので、国の動きを見きわめなければならないというのが、私の今考え

ているところでございます。

議長（滝沢寿美雄君）6番、田中三江君。

6番（田中三江君）まさに、ただいま、国のほうははっきりしない状態、今のところ、選挙等ではっきりしないわけでございますので、町長の言われることもわかりますけれども、米の生産調整に協力をしている農家の皆さんのためにも、引き続きこの加工米とか新規需要米については調査、研究をしていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（滝沢寿美雄君）これで、6番、田中三江君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、暫時休憩とします。再開は1時30分からです。

（午前11時50分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（滝沢寿美雄君）休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、**2番、森本信明君**の発言を許します。

件名は **1. 排水（雨水）処理機能の現状とその対策・整備計画等について**
2. 土地利用（開発）計画と生活環境整備等について

質問席から願います。

〈2番 森本 信明君 登壇〉

2番（森本信明君）2番、森本です。通告に従いまして、件名1「排水（雨水）処理機能の現状とその対策・整備計画等について」、質問をいたします。

自然災害は、危機的な自然現象、豪雨、暴雨、豪雪、地震、津波、噴火などによって、人の命、住民生活など、社会活動に被害が生じる現象であります。昨年の東日本大震災、紀伊半島豪雨災害、今年九州地方の豪雨災害は想定外の震度と津波の大きさ、想定外の時間雨量によって河川の氾濫、土砂崩れなどによって人の命と財産が奪われるなど、社会活動に被害が生じています。今なお引き続く悲しみと復旧・復興事業の長期化は、自然災害の恐ろしさを知るものであります。

立科町の歩みの中では、自然災害は幾多の台風襲来による被災がありますが、最も被災が大きかったのは、今から54年前の昭和33年9月の台風21号、降水量182mmによる未曾有の大災害と翌年の昭和34年の8月、9月に台風襲来による公共施設等に被害を受けたことでしょうか。

立科町は、今日までの自然災害の被災等により、河川復旧、河川整備などがされることなど、洪水対策が講じられてきました。しかし、今日の気象の変化は著しく、異常気象による豪雨、豪雪に見舞われ、降雨量たるや、想定外のものであり、河川等の既存の施設機能では耐えられない状況、施設機能が喪失する被害が増大している状況であり、国内外での気象の変化は想定外の自然現象を知るところです。このような状況にあって、立科町の現状と対策はどうなっているでしょうか、以下の要旨に沿い、答弁を求めます。

1つ、気象の変化と降雨量・流出量の推移は。2つ目、排水（雨水）処理機能施設（河川・道

路側溝、農業排水路等)の現状とその排水能力は。3つ、過去における被災状況は。4つ、排水処理施設の施設管理の現状と河川自然環境と災害防止策は。5つ目、土地改良区施設(農業用水路・農業排水路)への影響とその対応は。6つ目、土地利用の変遷による排水量の変化に対応できる流域整備計画は。以上申し上げまして、答弁をお願いをしたいと思います。

議長(滝沢寿美雄君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

町長(小宮山和幸君) お答えをいたします。

大変専門的なこともございますので、私のほうからは総括的な回答をさせていただきたいというふうに思います。

昨年は東日本大震災や台風・集中豪雨など、全国規模では住民を震撼させる大規模災害がございました。立科町は、おかげさまで災害の少ない町と言われておりますように、近年では大きな災害は少ない状況でございます。

排水、特に雨水の処理機能の現状と、その対策や整備計画についてのご質問でございますけれども、本年も9月に台風17号が長野県を通過し、東信地域をかすめましたけれども、幸いにも当町では最大で時間雨量20mmほどの降雨でありました。大きな被害は発生しておりませんでした。また、近年においても、平成18年の豪雨によりまして、農地、道路に小災害が出ましたけれども、そのほか、台風や豪雨による床下浸水に至るまでの大きな被害は発生しておらない状況でございます。

しかしながら、最近ではゲリラ的な降雨によります瞬間的な出水が散見をしております。職員には常に気象予報あるいは中小河川への注意を指示しております。現状と対策等につきましましてからは、担当より説明をさせていただきます。

議長(滝沢寿美雄君) 萩原建設課長。

建設課長(萩原邦久君) お答えします。

まず、気象の変化と降雨量、流出量の推移でございますが、立科町では、過去15年間、平均降水量は1,086mmでございます。この降雨量を上回った年は8年、下回った年は7年、それで15年ということでございます。

ちなみに、日本中でどのくらい雨が降っているかという、全国的な雨量の関係でございますけれども、高知県は年間2,500mmほど降っておりまして、これは第1位でございます。長野県はと申しますと900mmほどで、日本中では雨の少ない県ということになるかと思えます。全国平均では1,600mmほどでございますので、当町はそこから見ますと、雨の少ない地域と考えております。流出量につきましては、保水能力のある水田等が、年々開発が進み、道路や宅地化する中で、降雨時など、一時的な流出量が、場所によっては増えてきているかなというふうに考えております。

次に、排水処理機能処理の現状と、その排水能力についてですが、立科町は蓼科山の裾野に広がる丘陵地帯ということで、水系といたしましては、1級河川の芦田川、番屋川、そして赤沢川がございます。この水系には、支流としまして、4つの準用河川と20の普通河川がございます。それによって排水されておりますが、特に開発が進んだ町の中心地域に流れ

る、赤沢川でございますが、学校周辺の現状、排水施設による排水能力についてはちょっと対応が必要かなというふうに考えております。農業排水路の能力については、圃場整備事業により田畑が整備されたこともあり、用水路とともに排水路も整備されたと思っております。当時の設計基準によりますと、10年は耐え得る設計というふうに聞いております。

次に、過去における被災の状況でございますが、先ほども議員さんのほうから触れましたが、農業施設災害のうち耕地災害、特に田畑、のり面についての崩落災害が主なものですが、平均降水量を上回った年に多く発生するという状況になっております。台風災害というより、最近ではゲリラ豪雨というようなことで、瞬間的な豪雨に悩まされているのが現状でございます。

過去の主な災害では、昭和33年9月に台風21号と22号の豪雨によりまして、河川の被害が97カ所、道路につきましては、国・県道、農道全部で93カ所でございます。また、昭和34年には、8月の台風7号によりまして、家屋の全壊が9戸、半壊が112戸、特に風による被害がございました。この年の9月に台風15号、いわゆる伊勢湾台風によりまして、被害総額が9,000万円に及び、復旧のための目処が立たないほどの被害が出ました。昭和56年8月には、台風15号により150mm以上の降雨のため、床下・床上合わせて、79戸の被害を受けました。また、平成18年7月には、269mmの豪雨災害によりまして、農地被害が164カ所、道路被害28カ所に及ぶ被害を受けました。

次に、排水処理施設の施設管理の現状と河川自然環境と災害防止策ですが、農業用排水路につきましては、農地水活動組織、これは10組織ほどございます。それから、中山間地域活動組織、これは23組織でございますが、この組織の皆さんや各地区の住民の皆さん方のご協力を得て草刈りや、あるいは堰ざらい等の維持管理により保全されておりますが、災害の防止策では、豪雨時に水回しなどの方法により未然防止策をしております。また、河川につきましては、芦田川では6団体、赤沢川では2団体、それから番屋川では5団体の、河川愛護団体によりまして河川内の草刈り、清掃活動等、行っております。

次に、土地改良区施設への影響と対策につきましては、台風や豪雨時には、先ほど水回し等防いでいるのが実情ですが、仮に大規模な災害復旧の場合には国の支援を受けますし、小規模な災害復旧につきましては町が単独で責任を持って取り組んでおるという状況でございます。

次に、土地利用の変遷による排水量の変化に対応できる流域整備計画等についてでございますが、先ほど申しましたとおり、開発に伴い、一時的な排水量は増えておりますので、なるべく早く対応してまいりたいと考えております。赤沢川につきましては、特に、当時、圃場整備にあわせて整備され、短期間で工事のため、将来を見据えた工事ではややなかったかなというふうに考えております。改修が必要な部分につきましては、毎年県で修繕していただいておりますが、断面の構成など、根本的な改良が必要と考えております。この夏にも、県の河川課長さんに現地においでいただきまして、今後の改良を伴う改修を進める方向で検討をいただくとのことでありますので、なるべく早く整備が進むよう、今後も要望してま

いりたいというふうに考えております。

次に、運動公園から小学校周辺の排水についてですが、この周辺につきましても、開発が進み、また今後も福祉施設の計画等もありますので、早急に対応するため、周辺の道路改良とあわせて、排水路の整備に向けた調査、計画をしております。

また、西部地区の関係でございますけれども、西部地区の、山側になりますが、これは県事業で行っておりますが、上田市の藤原田地区への用水、藤原田堰というのがございますが、この改修工事が平成 23 年度より 3 年計画で、柳沢と外倉の境から虎御前までの間、1.8km ほどにつきまして、現在行われております。この用水は、山沿いを等高線上に流れておりますが、豪雨も考慮いたしまして、断面につきましては、現在の 1.5 倍の計画でございます。また、3カ所の与水吐けを圃場整備の排水路に排水します。この工事が完成しますと、外倉、五輪久保、虎御前地区につきましては、山からの浸水による被害を防ぐことができるかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 2 番、森本信明君。

2 番（森本信明君） まず、雨量の関係ですけれども、先ほど台風があったときとか、いろんな関係で、確かに立科町の雨量は平均的よりか、かなり低いというような記録も出されておりますし、53 年から今日まで、災害の起きる時間雨的に多くなるのは、大体時間雨量 40mm にして大きく氾濫をするとか、こういう傾向があるのが今までの状況かと、私は知るところであります。

このような状況を見ると、雨量の関係で見ますと、日最大で、昭和 56 年から 57・58 年と、100mm を超えている状況があります。平成に入って、1998 年、平成 10 年には、日最大で 123mm、それでこのときは時間当たりの雨量が 28mm ということで、日で見ると大きくなるんですけども、時間当たりの雨量が少ないということで、これは当然排水設備があれば、到達時間とかによって排水能力は出てくると思います。あと、平成 11 年も 137mm、このときは時間当たり 54mm というような記録が、出されている記録があります。

近年では、22 年は平均で時間当たり 62mm、これが 8 月 25 日、17 時 40 分ごろに記録されている。23 年、2011 年という去年になるんですか、それが日最大で 83mm、時間当たり 33.5mm と。こういう状況で時間的にかなり雨量が気象の変化、どういう変化をしていくというのは非常に大事な状況だと思うんですよ。その中で時間当たりの雨量が、現実的にはこの立科町でも増えているという実情があると思うんですよ。

これと、この雨量とどう関係をしてくるかというのは、先ほど課長のほうでも答弁はあったかと思っておりますけれども、土地利用によって、今まで農地としてあったものが、開発によって農地から宅地、それから森林開発から別荘地とか、こういうことで地目が変化することによって、当然流出量、排水まで出る量、到達時間というのはかなり変わってくる状況があると思うんです。もう一つは、道路整備によって、当然道路の整備をする場合については、例えば国道であっても分散排水とか、こういうものによってその排水経路というのは変わってくるし、また流出係数も変わってくる。河川への到達時間も変わってくるというような、技術的な問題があると思うんで

すよ。

これは、土地の変遷を見ると、これはたまたま県民手帳の統計から見たものなんですけれども、平成7年に田んぼで716ha、平成12年には615、平成17年には515、平成22年は514と。土地開発によって土地の地目が変わってくるというのは、当然立科町の用途、土地利用とか、今後あるべき姿ということで、今までもこうした経過がある。当然、そのことによってリース利も変わってくる、場所場所によって、開発をすることによって変わってくるというのが、この数字的な中から言えることだと思うんですよ。

もう一つは、県の河川を、断面を決定するとき、技術的なことも、町長もお分かりだと思うんですが、雨量強度、どれをとるかということで。長野県の雨量強度が、10年に一度ぐらいちょっと変えていくという状況があるんですよ。

当時、先ほど災害があった結果によって、芦田川なりが改修をされた雨量強度と現在の気象状況、雨量状況を調査をした結果で見ると、当然雨量強度が変わっていると思うんですよ、量が。そうすると、当時で設計をされたものと現在の雨量強度、それから雨量、降雨量によって、当然今の断面がのめる状況はどうかというのは、当然違いますよね。流出の流域面積も、田んぼから宅地、それから道路とか、こういうものの条件が違うことによって、通水能力があるかどうかというのは、また設計をされた、工事をされた時点というのが違うと思うんですよ。その辺のところについて、もう一度建設課長のほうで、また土地とか評価についてどういう状況か、そこら辺を検討されたかどうか、ちょっとお答えをお願いしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 荻原建設課長。

建設課長（荻原邦久君） 私がかつて建設の職員のところ、日向地区に道路を開けた経験がございますが、そのときにつきましても、当然排水を考慮する関係で、雨量強度の計算等を行っております。そのとき、一応10年確率というようなものを導き出しながら計算をしております。

それから、今回、小学校周辺の施設につきましても、当然雨量強度等の中から排水計画を立てるんですけども、それにつきましても、雨量強度というものは周辺の状況、傾斜とか平坦性とか、それから建物の状況等によって変わってきますが、当然そういうものを考慮しながら、設計には反映していきたいというふうに考えております。

議長（滝沢寿美雄君） 2番、森本信明君。

2番（森本信明君） まず、1つは、今の既存の河川とか、そういうものが、当時工事を施行された時点と今の現在、これから歩もうとする立科町の流域状況とか流出量とか、これは当然違うということは、まず認識する必要があると思うんですよ。

その上で、今まで、それともう一つあるのは施設管理、施設管理がどうであるかということで、1つは、工事をやられたときに、確かに河川愛護団体等で河川の草刈りとか、こういうものはされて、維持管理には大変な貢献をされているということは、私も認識をするところであります。今の河川の状況を見ると、土砂堆積がされていて、非常に断面を、通水能力を、排水能力を小さくする面があると思うんですよ。

それともう1点は、その河川が堆積をしているけれども、要は自然環境ということで、例えば

教育委員会のほうでホタルが出るところがあって、それを1つの自然環境保護する、もしくはそういうホタルの出たところについて子供たちが見るといようなことで、芦田川でそのホタル見学をやったら、たまたまそのところにホタルが出たといような報告も聞いているわけです。

当然、維持管理をする中にあって、自然環境という面、ホタルにはこだわりませんけれども、その面とその排水の災害が起きない維持管理、このことについてどうお考えか、その点について、これはだれにお願いすればいいかな。管理する側の答えと、それから自然環境というものの立場に立ったときの考え方で、町長にもお伺いをしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 今のご質問は、専門の立場から見ると、水は速やかに下流へ流すというのが、これは基本でございます。ですから、先ほどおっしゃいますように、河川の堆積物は除く、それから幅も広く、河床勾配に沿った形で計画的にやろうということですよ。

しかしながら、最近は一概にそのことだけがよしとしない状況がございます。専門的には、また担当のほうから話しますけれども、例えば水辺環境の保護に当たっている人たちがいます。先ほどのホタルもそうですし、いろんなところで水性動物といのか昆虫といのか、そういうものも保護されるべしという、こういった空気もたくさんあるわけです。

しかしながら、それよりももうちょっと上には、やっぱりその住民の皆さんの生命とか財産とか、こういうものも当然あるわけです。この兼ね合いというのは非常に難しいものがあるんですが、それにしましても、町内の河川が、先ほど建設課長が話しましたように、基本的に今心配される主なものは、建設事務所の管理の維持管理をしていただいている、1級河川ということになるんですが、そこについてはこちら側の考え方を申し上げたり、それから堆積物をとることによって、逆に未整備である、崖崩れにも及ぶといような部分も実はあったりして、非常に難しさがあるようです。

毎年、その県への要望、今度の10日の日にも県要望に伺うんですが、その折にも河川整備のお願いをしてくるんですが、このご返答がなかなかうまくいかないところがございます。

そして、立科町の場合は、準用河川と普通河川で、これの中を管理をしていくわけですがけれども、やっぱり難しさはあります。この今の環境のバランス以外の、その前の質問の中にもありましたように、集中豪雨といえますか、ゲリラ的に、局地的にどさっと降る、その時間当たりの降雨量のすごい、2年ほど前でしょかね、62～63mmというのが、本当に町内の中の一部のところ降ったんですね。そういったものの対応というのは、全く対応できない状態があります。狭い河川ですからあふれてしまう、それも時間的には、本当に短いんですけども、しかしその勢いが周辺に被害を及ぼしているといものはございます。そういったもろもろのものを考えながら、平生の維持管理、それから大体出水するところは似通ったところが出てくるのが通常ですので、そういうところに注意をしながら、河川の行政をバランスよく進めてまいりたいといふふうに思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 荻原建設課長。

建設課長（荻原邦久君） 河川の改修の関係、今、森本議員さんも、やっぱり水辺環境とかホタルとかと

いうのは大事な部分になりますが、当町の河川、今、町長が申しましたとおり、一級河川の関係につきましては、私どもも要望はしてまいりますが、改修ということになりますと、県のほうもなかなかいい返事をしてくれません。

改修が進む1つの方法といたしましては、やはり災害時の災害復旧というのが一番改修に力を注いでいける部分になるんですが、この災害復旧ということになりますと、これは現況復旧というのが一番基本的な考えになりますので、その部分では護岸を積む、フトン管を積むというような、そういった基本的な部分になろうかと思えます。

赤沢川なんかにつきましては、今後、今年河川課長さんが来てくれてまして、ただの修繕でなく、改良部分も含めた改修、いわゆる改良をしていくという方向でやっていくというような回答をいただいております。そういった中では、やはり環境、ホテルとか、あるいは魚道とかという問題も出てきますので、検討していただくような方法でお願いしたいというふうに考えております。

議長（滝沢寿美雄君） 2番、森本信明君。

2番（森本信明君） それと、立科町も、その排水処理ということも兼ね合いがあったりして、圃場整備が進んでいて、農業水路、とりわけ赤沢川は圃場整備によって改修がされて、断面も多くなったりしているわけですが、当然そういう大きな河川までに行く、先ほど普通河川とか、各その河川河川の支線、とりわけ立科の地形というか、その農村地帯ということで、農業排水路、農業用水にその宅地の水が入ったりして、それがあふれたりするというような状況が、現実的にはあるわけですよ。

これも、前回、土地改良区の記念事業のときですか、理事長があいさつの中で、立科町も土地改良区で管理をしている、つまり農業用水排水路、農業用水排水、これにその降雨時にその付近の水が入ってあふれたりしている状況が生まれていると、このことについては、土地改良区自体では、非常に資本がかかったりして、断面の拡大とか嵩上げとか、こういうものできないというようなあいさつをされていました。

これは、やっぱり河川までに到達する兼用排水側溝的な要素で、非常に大きくこの雨水処理をするというのが大きな現状ですよ。それについては、やっぱり町として、その農業用水のあふれるということについてどう対応されているのか。現実的には、その農業用水が、先ほど言ったように、道路側溝の流末処理としているというのが現実ですよ。それがあふれて農地に入ったり、また宅地に入ったり、床下浸水というような状況もあり得る。

農業用水自体は、当然農業用水路ですから、断面的にも小さく、技術的にはベンチフリスという、高さのないもので処理をされている状況です。そのようなことを考えると、やっぱり土地改良区の施設を利用して排水をしているという現実、今この現実があるからですよ。それがのめない。処理能力を逸している。当然、そういうことになりますと、土地改良区の施設と町が管理をしていく。その対応について、それは土地改良区の施設に対して、町がどう今後、対応していくのか、この辺について、町長のほうからちょっとお伺いをしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 立科町の場合、土地改良区、大変大きな存在がございまして、立科町が、例えば

農業用排水路に対して、こういうふうにしてほしい、こういうしたいがということを申し上げたときに、その意見を聞きながら改修をしていく、新しい道路ですとか新しい施設をつくるときには相談をしながらやっていくというのは、現実でやっております。

ただ、今までの圃場整備等のものについて、今現在ちょっと小さいから、全面的にこういうふうに直すんじゃないかというような計画は、今のところございません。

ただ、いろんな施設をつくる場合に考えられることは、流れていく水の量のことと去ることながら、流れ出てくる時間というものもあるんですね。やっぱり、勾配と断面によって、その時間で量が決まるわけですから、その辺のところ、今後大規模、仮に大きな規模のものがあるとするれば、一時的な滞留させるような、そういうようなものも考えたり、それから町が独自でやる時にはそんなようなことを考えるべきだろうし、また調査や土地改良区の等で検討していただいて、断面を大きくしてほしいと、しなきゃだめだよというようなものについては、当然町はそういった配慮をしていくということでありまして。全体的に断面が小さいからこういう計画を立てませんかというアクションは起こしておりません。

議長（滝沢寿美雄君） 2番、森本信明君。

2番（森本信明君） まだ一番あるのは、既存の降水、季節をどうあるか、先ほども言っているように能力があるかどうか。当然、流域ごと、確かに、先ほど言ったように、こちら側からいけば、佐久市側、茂田井、それから芦田川、中沢、それからそれぞれの、地形上からいって集まる要素のところは、もう自然にあるわけですね。それは河川でなくても、水は高いところから低いところに流れるわけであって。

先ほど町長が言われたように、地形上の排水の流量を流す能力というのは、勾配とか、いろんな到達時間によって決まってくるわけであって、その辺のところをですね。あと、農業施設に、土地改良区の施設にかなりおんぶをしている部分というのが、町長も認識はしているということですよ。それは、どっちかという、農業の施設がほかにある、農業水田地帯だから。

そういうことであるならば、多分に、いろいろこうやって雨水が入っているときに側溝があふれた、農業用水があふれた、土砂崩れになった。維持管理で、どこがそこを管理しているかというのは、当然私ども役場に、建設課になったときに、管理区分がどこかによって、その対応の仕方も違うと思うんです。土地改良区のほうとすれば、農業用水だけであって、農業排水については、農業耕作時に出た排水を排水をするというような考え方でいくと思うんですよ。

特に、その兼用されているものについて、どこがその復旧なり対応をしてくれるのかということで、いろいろこうやってやっているときに、もう付けかえとはいかないけれども、その維持管理について分担は、施設ははっきりしているものの、現実起こった対応をどこがするかと、このことで大きなその対応がおくれたり、その住民の要望に対しておくれを来すとか、こういうことがあるんですよ。その辺については、十分その土地改良区と町、先ほど言ったように、町長が農業施設からの排水についておんぶをしている状況があると認識するならば、即その対応については、町の対応として、早めの対応、災害になる前にやるということが必要だろうと思うんです。

よ。その辺のところについては、十分町と土地改良区の連携をさらに密にさせていただいて、施設管理のほうもお願いしたいし、現実には雨が降ったときには、かなりあふれている場所もあるんですよ。そういうことを認識をしていただきたいと思います。

あと、もう一つは、開発によってそれぞれ変わってくる。特に、国道ができたことによって、先ほど言ったように分散排水をすることはしているけれども、雨水が流れ込む状況は、かなり量的に多くなることは現実としてあるわけですね。今回、254号線がバイパスになりますよね。新しく新設される。そこに道路ができる。なおかつ、方線が変わって、排水問題が出てくると思うんですよ。その辺のところについては、状況を見ると、新たに道路方線が変わって、排水形態も変わる。つまり、既存のある254の道路排水と、今回、新たに新設をされるという道路の状況では排水形態が変わりますよね。その形態については、今後の設計の中で、その道路排水ということに対してどういう計画が持たれているのか。また、当然調査をされたりして、設計の中に生かされると思うんですけども、特に橋ができる。

先ほど、小桶沢川というようなところで、あそこはこの間もちょっと見せていただいたら、砂防河川になっているんですよ。砂防河川として。砂防河川といたら、県の管理部分のところで手を入れる。特に、その河川については、見たところ、河川改修とか、まだおこなっている状況にありますよね。当然、その辺のところについて、今回の254の新設改良に伴う排水について、県協議の中でどうなされているか、その辺をちょっとお聞きをしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 萩原建設課長。

建設課長（萩原邦久君） 254は宇山バイパスの関係でございます。宇山バイパスも、いよいよ本工事のほうへ入ってくるわけでございますけれども、一番は、先ほど議員さんが言われたとおり、排水の問題だと思います。これにつきましては、排水の処理水路等につきまして、建設事務所と町と、それから土地改良区の関係で、全部現場の調査をして、排水計画は立ててございます。

兼用側溝になる部分はあるかと思っておりますので、その部分につきましては、やはり工事の実施主体のほうでその部分を施行していくということになるかというふうに思います。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 先ほどの幾つかのご指摘の中で、ちょっと説明をしておきたいなというふうに思います。

今、254の関係の排水については、そのとおりでございますので、それはよろしいんですけども、県の場合の違いというか、これは町と違うことが少しありますので、ちょっとお話ししておきたいんですが、私どもは、今、河川の話をしております。ところが、河川と砂防という問題があるんです。ところが、県の場合は河川と砂防は別な組織になっていまして、なかなかこの意見の対立があるんです。こちらは河川で持っていこうと思うと、いやこれは砂防だと、砂防でお願いすると河川じゃないのかというような、大変なその議論をされていて、この間も河川課長さんが見えましたが、その前には砂防課のほうにもお願いしているんです。そんな上流部分であるだけに、その区別が非常に見えにくいというのが、1つございます。その辺のところだけは、立科町が今一番困っている部分はあります。

それから、立科町の町と土地改良区の関係が、これも問題あるんですが、立科町はちょっとよその町村と少し色分けといいますか、その区分が複雑です。よその町村では、用水は土地改良区、排水は行政というふうになっているんですけども、これは明確です。立科町の場合は、果たしてそういうふうにはなっていない部分も、多々あります。当然、用・排分離でやるんですけども、中には、立科町は水の少ない場所だということと、用水路で排水してしまわないで、もう一度くみ上げて使う、用水にも使っていると、こういう大きな事情もございまして、用水路も排水路も土地改良区のご意見を聞かないとできないというのも、これは現実としてありますので、そのご指摘のように、こういった排水路、断面、いろんなものをしていく場合に、土地改良区と町とが一緒になって検討しながらやっていくということについては間違いありませんけれども、少々よその町と違う事情があるということだけ、ひとつ頭に入れておいていただきたいと思ます。

議長（滝沢寿美雄君） 2番、森本信明君。

2番（森本信明君） いろんな技術的なこともあつたりして、今後の開発とか、そういうものによって、流出量、まだ増える状況もあるということで、当然開発に当たっては、それなりの基準とかいうのを満たすような形になると思うけれども、現実的には、やっぱり今もある施設が、今後、当然かなり想定をされる部分、想定外のことがあるわけですし、維持管理、降雨時の、その現場の調査とか、把握する必要があると思うんですね。

多分、河川には、この場合、雨が降ったときにも、かなり許容範囲、余裕断面の量を超えたような量も雨として流れているわけです。その辺で、河川管理という点では、既設の断面の水位計とか、多分水位計とかもないと思うんですけども、そんなようなものも設置をしながら、今後の対応、災害のないものを考えていく必要があるということで、開発時点でのお考えをいただきたいと、その中には念頭に置いていただきたいということを申し上げたいと思ます。

では、続きまして、時間も押しておりますので、土地利用計画と生活環境整備等についてということで、国土利用計画法の基本理念は、国土の利用は、現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じる諸活動の共通の基盤であることをかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的・社会的・経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることとしています。これを県に、それから町に置きかえるということになるかと思うんですよ。

特に、立科の場合に、当然土地利用計画もあつたりして、平成4年ですか、つくられて、現在に至っているような経過もお聞きをしているわけでありまして。その点で、土地利用計画、それからそれに伴う生活環境計画、それから来年度の予算に反映する主な開発計画等についてお尋ねをしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

町長（小宮山和幸君） お答えをします。

まず、土地利用計画、立科町の計画でございまして、これにつきましては、国土利用計画法に示されました国土利用の基本理念に則し、町民の理解とご協力のもとに、公共の福祉を優

先をさせていただいております。長い時間をかけて育まれた地域固有の風土を基盤に、地域の自然的・社会的・経済的及び文化的条件とともに、景観にも十分配慮し、健康で文化的な生活環境の確保、そして町土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に策定された計画ということになっております。

この立科町計画では、行政運営にかかわる長期振興計画の基本理念に則して策定されております。基本理念であります人と自然が輝く町の実現を目指すもので、平成4年に策定されたものでございます。当町の場合、町土の57%が森林、原野などでございます。都市計画区域がなく、農業振興地域が町の北側全域にわたっていることから、土地利用策定が大変難しゅうございます。地形、気象、気温等によりまして、生活ゾーン、生産緑地ゾーン、開発調整ゾーン、自然保護ゾーンなどに分けた計画としております。

しかしながら、現在は人口減少、地球規模での環境問題を初めとして、社会経済は低成長、加えて町財政状況は一層厳しさを増しており、大規模な開発計画もないのが現状でございます。今後も引き続き、町財政状況や社会情勢を見きわめつつ、諸施策・計画を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、生活環境整備計画につきまして、お答えをしたいと思います。

当町は、雄大な蓼科山と豊かな風土、歴史に恵まれた、観光と農業の町でございます。私たちはこの自然を愛し、自然とともに生活や文化を育んでまいりました。豊かな自然の恵と、その自然がもたらす健全な環境を享受するとともに、次世代に誇りを持って引き継ぎできる社会を構築していかなければなりません。環境の保全是、適切な役割分担のもとで、自主的・計画的・積極的に行うことが大切であると考えております。

さて、具体的な町的生活環境整備施策でありますけれども、まず環境衛生会議の開催がございまして、これは指導員、リサイクル推進員等によるものでございます。また、町内一斉清掃の実施をしております。県下一斉ごみゼロと立科町を美しくする日の2回が行われ、また白樺高原を美しくする会などによる環境美化運動として、観光地の美化に努めているところでございます。

また、立科町は水が自慢でございますので、上流に位置する自治体として、水質の保全に努めているところであるわけであります。

また、建設課が中心となりまして、昨年からの道路の草刈りや清掃等に対する取り組みといたしまして、各区や部落、団体と維持管理協定を締結し、全町的な取り組みとして、立科町版のアダプト制度を実施しているところであります。国・県道につきましても、アダプト制度によりまして行っている団体もでございます。今後も、引き続き、こうした取り組みの充実をさせてまいりたいと考えておるわけであります。

次に、来年度に予算に反映する主な開発、整備計画等についてでございますが、この6年ほどは町の財政再建を大きな目標に掲げ、緊急性、重要性等を熟慮の上、各種計画や施策を進めてまいってきているところでございます。現在は、平成25年度予算を編成中でありまして、主な計画及び事業につきまして、若干申し上げます。

まず、1つ目といたしまして、子供たちが地域の宝であるように、高齢者も地域の財産であり

ます。高齢者の老後の最大要因であります介護を社会全体で支えていくシステムの再構築が急務であるとの考えから、ハートフルケアたてしな徳花苑等の移転増床を進めてまいりたい、そのための計画も立ててまいります。

次に、人口減少や少子高齢化の親展によりまして、地域活力の低下が懸念をされております。資源を有効活用し、地域の連携を深めるために、昨年上田市と締結をしました定住自立圏構想の中で、地域の結びつきやネットワークの強化を目指し、上田地域30（サンマル）交通圏を中心とした圏域内の道路整備も計画をしているところでございます。

また、これは県の事業でございますけれども、先ほどもお話ししました平成23年度より事業着手をいたしました、現在調査及び用地買収が進んでおります宇山バイパスの整備促進が、いよいよ本格的な工事に入ってくるわけであります。

3つ目といたしますと、陣内森林公園についてでございます。全体計画及び施設の見直しを図り、立科町の大きな財産であります森林と水、これをアピールし、さらに経済効果をもたらす資源とするために、陣内森林公園の整備を進めてまいりたいと考えております。

これらの施策につきましては、自然環境の保全に努め、この地域に生活する皆さんの快適な生活環境の維持向上を図るものでございます。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 2番、森本信明君。

2番（森本信明君） 土地利用計画の関係ですけれども、平成4年につくられて今日に至っていると。それは、地形的とか経済的な情勢とかによって、かなり状況も違っていることは事実ですね。

これは、1つは、県の第4次の利用計画が出されていて、当然その中にもかなりの部分で現状、人口が減をしている、それからゲリラ豪雨とか、そういう気象の変化等があったりして、土地の見直しとか、そういうものを十分考えていかなきゃならないというようなことで示されているところであります。

当然、県の計画を、町としても県計画の中に立科町がこうあるべきだ、こうであるべきだと、こういう意見を述べる場がまだあったかどうか、その辺のところが必要だと思うんですよね。それは、やはり立科町の土地利用をどうしていくか、これは立案をすると同時に住民合意、そこに、その土地を住む住民がどうあるべきか、今後どう土地を利用していくかということが大変重要であって、その合意のもとによって土地利用計画がなされていくことが必要だろうと。当然、立科町も大きな、その土地利用のほかに、具体的な話でいけば、統合保育園とか、それから先ほどあったような高齢者施設をすとか。当然、そのときには、その土地をどう利用するか、どこにするかということは大きな課題になるわけですね、その建設地をすることによって。

施設は必要だということは、だれも認識をしている。では、どこにつくるかということが大きな課題になるわけであって、その保育園にしても、地元の皆さんの要望が多く出されたりして、それが対応できるかどうか。後追いにならないようにするというところで、やっぱり住民合意というのが必要だろうと。今後も、建設を進める中であっては、土地の利用計画があって、そこに具体的に何をつくるかということが、住民がそれは知る必要があると思うんですよね。

したがって、今、春の利用計画を即見直す必要がありはしないかと、それは平成4年にも議会議決を経て対応するという事ですから、その辺のところについても、今後見直しをする必要があるということですので、その辺についてはどうでしょうね、お聞きをします。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井町づくり推進課長。

町づくり推進課長（笹井恒翁君） お答えをいたします。

今、ご質問がありましたように、土地利用計画につきましては、国の計画、それから県の計画と町独自とございますが、県の計画を受けた中での町の計画が策定をされております。そんな中で、立科町、先ほど町長からの答弁がありましたけれども、気象ですとか地形、そういったものの観点の中から、立科町を4つのゾーンに区分けをしてございます。本来ですと、もっと細かくゾーンを指定できればいいとは思いますが、現段では、生活ゾーンがこの農村農業地帯全体をひとくくりにしております。それから、その生活ゾーンと絡めまして、生産緑地ゾーンというものも重なっております。それから、具体的には、中尾方面から白樺湖の八ヶ岳国定公園のところまでを開発調整をするゾーンだというような位置づけでございます。それから、蓼科山の頂上とございますか、八ヶ岳の国定公園、ここが自然保護ゾーンというような分け方の中で、平成4年に策定をしまして、現在まで運用をしているという状況でございます。

この土地計画につきましては、あくまでも立科町の長期振興計画を進めていく上での1つの方策の計画であるという位置づけの中で進めてきております。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 時間ですので、まとめてください。

2番（森本信明君） 時間でありますので、少なくとも長期計画とか、これは、基本的に長期計画の中ですよね。あと、具体的にどうするかというものは、私も再三申し上げているように、その計画なりを実行でき得る具体的なものが、やっぱり後で長期振興計画のほかに必要だということだと思ふんです。それは、やっぱり住民に公表し、さらに住民の意見を聞くという場を設けるということが必要だろうと思ふます。

いずれにしても、立科町もこれから自立をしていく、さらに発展をさせていく、産業、教育、いろんな面で力を尽くしていかなきゃならないということだと思ふます。ぜひ災害のない、それから住民合意を経た土地利用計画とか住民参加の町政を進めていくことを望みまして、終わりにしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） これで、2番、森本信明君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は2時40分からです。

（午後2時30分 休憩）

（午後2時40分 再開）

議長（滝沢寿美雄君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、1番、榎本真弓君の発言を許します。

件名は 1. ドクターヘリ離発着場整備・周知のための看板設置を
2. 子育て環境を充実するために「子ども子育て会議を」
質問塚から願います。

〈1番 榎本 真弓君 登壇〉

1番（榎本真弓君）1番、榎本真弓です。通告に従いまして、2点の質問をいたします。

まず、最初に、ドクターヘリ離着陸場整備・周知のために看板設置をについて質問いたします。

ドクターヘリは、皆様ご存じのとおり、医師や看護師を乗せて救急現場へ運び、機内で必要な処置、治療を行いながら、医療機関へ搬送する、空飛ぶ救急救命室であります。このドクターヘリは、日本では2001年4月より導入され、実績、必要性から、着実に拡大しております。長野県では、2005年7月、全国で10番目となる信州ドクターヘリ佐久として、佐久総合病院に配置され、7年が経過しました。昨年、東日本大震災では、被災地での傷病者の治療、搬送のために、全国から18機が集まり、大活躍でありました。平成23年10月より、長野県で2機目となる信州ドクターヘリ松本が運航して、長野県は2機体制となりました。その後、各都道府県で期限に配備され、現在国内では40機まで広がっております。

しかしながら、世界から見ればまだまだ少なく、日本より少し小さい国土面積のドイツでは80機、また九州と同じくらいの広さのスイスは13機配備されています。九州の同じ大きさのスイスは13機、日本は6機でございます。国の対応の違いが大きく出ております。まだまだであります。

配備に関しては、これからも確実に拡大していくことと思われませんが、それではより早くより安全に搬送するために、市町村ではどう対応するのか、質問いたします。

1つ、立科町のドクターヘリ離着陸場の場所はどこか、それは町民に周知できているか、過去の離発着回数はどうであったか、伺います。

2つ、その場所、ランデブーポイントと言いますが、どのように決定されたのか、今のランデブーポイントは立科町全域で距離、交通事情などを考慮して、現在の場所でのいいのか、そしてなぜその場所に決まったのか、経緯を伺います。

3番目、ドクターヘリの安全な離着陸のために、受け入れ側でできることは何か、それは検討されているか。

4点目、このドクターヘリ離着陸場の周知のために支援マップに載せる、またその場所がそうであるとわかるような看板設置をするなどを提案するものであります。

以上、4点、お伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君）ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

町長（小宮山和幸君）お答えをいたします。

平成17年7月に長野県において、当時全国で10番目となるドクターヘリが、厚生連佐久総合病院に配備され、運航が開始されました。一人でも多くの命を救うために、消防や医療機関からの要請によりまして、医師と看護師を乗せて出動し、佐久総合病院救命救急センターへ搬送する

ドクターヘリが配備されて以来、事故や急病等により、危うい命が数多く取り止められ、救われたと聞いております。大変すばらしい活躍であり、ヘリの運航会社、また病院や医師の皆さんのご尽力は大変なものであり、心から感謝を申し上げたいと思うところであります。

ドクターヘリの立科町への到達時間ではありますが、15分以内ということで、有事における安心がかなり高まったわけであります。さらに安心を高めるためとして、ご質問の離着陸の場所の確保や支援マップへの掲載等は十分配慮してまいりたいと思っております。

現状等の質問につきましては、担当より説明をさせていただきます。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井 茂君） それでは、私のほうからお答えを申し上げます。

まず、ドクターヘリの立科町の離着陸場であります。

運航開始当時のヘリポートを申し上げますと、白樺高原地区は女神湖スポーツ広場と白樺湖三本松グランドゴルフ場、それから里地区は権現山運動公園と交流促進センター駐車場の合計4カ所でありました。現在では、白樺高原地区は女神湖スポーツ広場、白樺湖三本松グランドゴルフ場、白樺2 in 1 スキー場駐車場、そして蓼科山7合目登山道駐車場でございます。それから、里地区であります。権現山運動公園、交流促進センター駐車場、小宮山土木所有広場、そして立科ゴルフ倶楽部の合計8カ所でございます。里と白樺高原地区、合わせてです。また、さらに緊急の場合には、救急現場、近くの空き地や道路に救急隊の誘導で着陸することもあります。

町民への周知であります。

過去に広報でお知らせした経過がありますが、新しい情報で周知を図りたいと考えております。

次に、これまでの着陸回数であります。

平成17年の運航開始年度では、6件ございました。それから、その翌年の平成18年には25件、それから19年から平成23年までの5年間については、合計で60件でございます。それで、今年、現在のところ、6件であります。

次に、現在のランデブーポイントの決定の経過であります。

幹線道路沿いであること、それから周囲が開けていることなどが条件でございました。遊休農地も含めまして、当時幾つかの候補地の中から現在地が選択されてきております。なお、土ぼこりが舞わないような芝生あるいは舗装された場所の確保が望ましいということでありました。

ランデブーポイントの数についてでございますが、救急隊の判断のもとにドクターヘリを要請しております。そういう中で、立科町の現在の広さ、現在のといえますか、立科町の広さからはちょうど足りていると考えておるようでございます。

それから、数については、特段のご要望等、過去に聞いてはおりません。

なお、病院からの距離と時間でございます。

佐久総合病院から白樺高原地区及び里地区とも、距離で約20km、要請から着陸までおよそ12分から14分ぐらいということでございます。

それから、ドクターヘリの安全な離着陸のために、受け入れ側といたしましては、運動場や駐車場にヘリポートとしてのスペースを確保し、万一のときに開放できるように、看板等を設置し、

利用者に協力をしてもらおうようにしていきたいとは考えております。

また、場所についてですが、これにつきましては消防署とも協議をしていきたいと考えております。

看板や支援マップ等の掲載、こういったものにつきましても、今承りいたしまして、また検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君）1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君）ドクターヘリはヘリコプターでございますが、このドクターヘリの運転にかかわる者は機長の有視界飛行、目視、要するに目で見て位置を判断するという運転になるそうです。本来、その有視界飛行といいますのは、飛行機の中では、その計器で、機械でヘリの姿勢とか高さ、位置、あと進路、そういったものを計器のみに依存する飛行と違いまして、目視、目で見て、その場所に着陸する、上がる、すべてが人間の五感にかかわってくる。そういった意味で、このドクターヘリの安全確保には、航空機操縦の全責任がそのパイロットに求められていると言われております。

その中でも最も危険なのは、やはり離着陸、着陸するとき、発着するとき、そのときが、飛行中とともに気象条件が重なり、大変制約を受け、パイロットに大きな精神的な負担をかけると言われております。

先ほど、離着陸の場所をランデブーポイントと申し上げましたが、このランデブーポイントを説明させていただきますと、そのドクターヘリが救急で着陸する、そのときの体勢には2つあると言われております。まず、患者に一番近く、安全で、事前に設定された場所をランデブーポイント。先ほど課長がおっしゃいましたように、捜索や救助のために。特例として救急現場の間近に着陸する、その2つのドクターヘリとの接点があると聞いております。

その場合、そのランデブーポイント、これは着陸地を事前に設定することができますので、機長が目視、有視界飛行といって、目で見て着陸する場合ですので、事前にその設定場所が決まっていたならば、障害物や地面の状況や地域の特性などの情報が、何もない平常時に事前に研究をしていくことができるということで、大変苦痛を与えない。また、救急車の消防関係者においても、事前設定は、迅速かつ確実な行動が可能になります。

ただし、この場合でも問題はあります。ヘリコプターが着陸するとき、強烈な風が吹き上がります。そのために、土砂や物を巻き上げ、地上付近で巻き上げた、その土砂により視界が悪くなる、これがブラウンアウト現象と言われております。これからの季節、特に白樺高原で起きやすいのですが、機長にとって大変危険なものですが、雪の中、離着陸にとって雪が舞い上がり、雲、すべてが真っ白、白一色になるという、これがホワイトアウト現象、方向、高度、姿勢が自分の目で見てしか判断ができませんので、大変危険な状態になります。このブラウンアウト現象、ホワイトアウト現象、ともに、やはりせっかく事前に決めていたランデブーポイントではありますが、ドクターヘリの着陸時に大変難しい、また危険な状況になりやすいということでもあります。そこで、この担当課として、このランデブーポイントについてお伺いいたします。課長にお伺い

いたします。

このドクターヘリの離着陸のために、ランデブーポイントの現状、それぞれ8カ所あると伺いましたが、それは100%ベストな状態か、伺います。

そして、それが目的点であるとするならば、どのように整備計画をされているか、お伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井 茂君） お答えします。

現在の8カ所につきましてのランデブーポイント、この現状がベストかどうかということでございます。

それにつきましては、ちょっと正確に答えられませんが、いざ必要となれば、救急隊、それから近くの、近くのと伺いますか、救急隊のほうで、とにかくそれを、現状把握をまずして、降りられるような状況にもっていくということで努力をいたしますけれども、私の立場のほうでは、これにつきましては、ふだん現状のところをいつも確保しておいてくれということのやりとりは特別いたしません。

しかしながら、救急ヘリがいよいよ出動するときには、非常に連絡が綿密にされます。一番近い場所がもしだめな場合には、その次の近い場所ということで変更もしたようであります。いつでもそこに100%降りられるかどうかということにつきましては、ちょっとそれについては確約は、今現在とれておりません。

それから、その整備計画ということになります。現在埃が出る場所もちろんあります、夏場の場合。それから、冬場の場合にも、雪原のところ降りる可能性も十分ありますので、あるいは駐車場ということで、車もいっぱい詰まっちゃっているという可能性も十分あります。そういった場合には、その現状を見きわめた上で、その近くのより少ない、より少ないと伺いますか、全くいない場所をまた見つけて着陸すると、そういう努力をいっていかねばならないわけです。それについては、消防署のほうの、また指示のもとで、町のほうも要請を受ける場合もありますし、また現地の近い場所のほうで要請を受ける可能性もありますし、いろいろ努力をしながら人命救助に当たっていくという考え方でおります。

整備計画ということについては、今のところ、まだ計画の段階はありません。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） 担当の方になるんでしょうか、以前にそのドクターヘリを要請をして、その着陸に、車がたたくとまっていたり、あとそのグラウンドであったならば、そこで野球なり、プレーをされていた皆さんがいて、ドクターヘリを受け入れはしたいけれども、それをどかすことが難しかったというお話を聞いたことがあります。

基本、先ほどの8カ所には、すべてただの空き地ではなく、ヘリポートとした完全な場所ではなく、何かをする場所で広い、障害物がないというところで兼ねている、ドクターヘリと何かを兼ねている、ランデブーポイントと何かを兼ねているという、そういう状況ばかりですね。そう

した場合、それが果たして本当に救急としての受け入れ状態になっているのでしょうか。やはり、その辺の危機管理、これは本当に緊急のときでありますので、いつもそこを空けておかなければいけないという、これもまた非常に難しい問題ではあるかと思いますが、ドクターヘリを誘致、受け入れるというものとしてランデブーポイントが設置されているならば、それがまず第一優先と考えるべきではないかと思いますが、担当課としてはいかがですか。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井 茂君） そうですね。ヘリポートというふうに、その場所がよくHの文字が記載されているといいますか、落とされている場所が、本来一番適当なものであります。

しかし、そういった設置体系をとって、まだありません。そういった場所は、やはり上から見てもわかるようなふうにしておかなければならないなどは思っております。それにつきましては、ちょっとこのドクターヘリにかかわる連絡会議というのが特別設けられておりませんし、そういったことにつきましては、私どものほうから消防署のほうと連携を持ちまして、働きかけをしていかなきゃいけないなと思っておりますし、またその場所が、私どもがここにしてくださいというわけにもいきませんといいますか、それは要望もあろうし、やっぱり適した場所があろうかと思っておりますので、ちょっとその辺は、先ほど申し上げましたように、場所についてはよく検討してまいりたいと考えております。

それから、そういった特定する場所、そういったものは、果たしてその場所、そういった場所を事前に設けておけば、そこで競技をしていたり、例えばグラウンドであれば、グラウンドを使っている人たちが、いざ救助隊のほうに先に連絡に来て、ちょっとこの場を空けてくれと言ったときに、そこにもう既に表示がされたりしておれば、ああ分かりましたということで、すぐ納得してくれる場合もあると思っておりますので、ちょっとその辺のところは、救助隊といいますか、消防署のほうと検討はしてみたいと思っております。今現在は、そういった特別に表示したものは、現在のところはありませんので。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） 立科町について、全体を見たときに、立科町は安心・安全を売る町でありますよね。

その中で、命を救うという連携は、秒単位で生か死か分かれる、大変緊迫した状態だと思っております。

町長にお伺いいたします。

心臓麻痺や脳卒中など緊急な病気、また交通事故、機械での事故など、さまざまですが、人は心臓が止まると3分ほどで死亡、呼吸が止まったときは約10分で半分が死亡、事故などの大量の出血の場合、秒単位の判断が必要、すべてが緊急リレーが不可欠であります。

実は、私も、昨年、交通事故で、そういったAEDを使い、ドクターヘリを要請した場に立ち会ったことがありました。そこにいた者ができることといたら、やはり二次災害を防ぐ、交通事故にならないように、私はずっと交通整理をさせてもらいましたけれども、残念ながらその方はお亡くなりになりました。

ドクターヘリを導入して、救急患者の助かる確率は格段に上がっています。死亡する確率が少なくなったわけです。当然、治療が早くなれば、病状は軽くなり、入院期間は短縮されます。治療費が格段に安くなります。社会復帰も増えます。ドクターヘリは、医療効果と経済効果、両方からアップするわけです。

立科町は、いろんな形で政策されておりますが、実は先ほどの、そのランデブーポイント、決めるに当たって、近隣住民への説明はされているかどうか、その点を町長にお伺いしたい。なぜならば、その騒音、埃、ヘリコプターが降りるときに騒音がします。当然、夏場でしたら、埃が舞い上がります。そのポイントに近い皆さんたちには、非常に心配または不安、精神的な影響を与えるかと思えます。町と消防関係で決めたポイントでありますけれども、ではそのポイントが近隣住民に理解をされているか、協力を求めながら、そこに設置されたか、そういった説明はされたかどうか、お伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） お答えをしたいと思いますけれども、私自身、この場所の指定については立ち会っているわけではございませんが、過去に定められたのは聞いておりますけれども、恐らく、当然のことながら、住民の皆さんに周知をしていただいて、それから定まったものというふうに思っておりますけれども、私自身はこのことについては、ちょっと承知しておりません。

いうならば、これは人事ではいけないんですけれども、基本的には県で運航しているドクターヘリでございますし、その運営に当たりましては、救急の消防隊の皆さん方が行うわけです。下見をして、場所を決めるわけですので、そうした中で、町もいろんな角度から相談に乗りながら、地域の皆さんにも周知されているものというふうに、私は思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） それでは、それと同じ質問を担当課のほうにさせていただきますが、お願いします。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井 茂君） 今、町長が答弁を申し上げました内容が、そのとおりでございます。私も、このドクターヘリが運航した当時、庶務係長でやっておりました。その折、消防署のほうから、ドクターヘリが今度、運航される運びになるよということで話がありましたときに、場所の選定を、まず消防署の担当のほうに依頼がありました、どこかいい場所がないかというようなことでね。先ほど私が申し上げましたように、幹線道路沿い、視界が明瞭な場所というようなことが、まず最初。そうしますと、幹線道路沿いですから、国・県道沿いあるいは町道の幹線、できれば道路沿いならどこでもいいようなわけなんですけれども、できるだけ立科町とすれば幹線道路沿いということで。それから、畑でもどこでもいいから、とにかく平らな場所、ならば埃も舞わない場所、舗装してあればなお結構と、こういうようなことでございました。

それで、地域住民への説明というものは、当時ありませんでした。毎日来るわけではあります。そういったちょっとあいまいな考え方はまずいんですけれども、いずれにしても緊急時ということでもありますので、特別そこをいかにいけなしかということに住民議論をいただくほどの内容ではないということで、本当に必要な場所ということで、ぜひその辺を指定しておいてもらいたいと

いう意味でありましたので、特別住民に周知は、周知といいますか、周知はその後にしましたけれども、指定するときの住民同意とか、そういったものはいたしませんでした。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君）1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君）得てして、国また県が勧めることを一番最後に知るのが地域住民ということになるのが非常に多いと、私は感じております。関係者だけが知っていて、実際に、そのドクターヘリがしょっちゅう来るわけではないといっても、来たときには、あれは一体何だろうというような、そういう状況ですので、やはり事前説明、支援マップにもまだ載せてはいませんし、周知という意味合いでは非常に立ち遅れているのではないかと感じております。

基本、先ほど申しあげましたように、そのダウンウォッシュになりますと、ドクターヘリが降りるときの音というのは、非常に大きな音であります。そうなった場合、いつもその音に精神的な負担をかけるのは、やはりそのポイントにある地域住民、周りの地域の方たちだと思っております。

実は、佐久広域は、救急車は、意外と道路の近くですが、あまり隣接した場所に住宅はありませんが、都内になりますと、道路の目の前、それも大して広くない道路の目の前が救急車、消防署ということで、もうしょっちゅうそこから消防が出られるところ、その周りの方はまた何かあった、また何かあったって、非常に精神的にその救急車の音に対して敏感になっておられます。

そういったところを考えますと、立科町は安心・安全を売る町であるならば、国や県がそれを住民に同意を求めなくてもいいと言わなくても、やはり何かしらのお知らせを地域の方にしておくべきだと、私は思っております。それが安心・安全を売る町の独自のやり方。ですので、常に周知してくださいとか話し合いの同意を求めてください、それはないと思いますが、そういったことを国・県から要望されなければ動かないということは、私は立科町にとっては非常にマイナスだと考えます。近隣市町村はやってなくても、立科町はやるというのが本来の売りになるのではないのでしょうか。その辺は、これから先のこともありますので、やはりその支援マップに載せること、またこれはAEDの場所等もありますが、あわせてよりよく、また充実した支援マップをつくり上げていただきたいと思っております。

先ほど、白樺高原は増えました。しかし、道路は非常に、特にこれからの冬の時期は危険な状況です。スノーシェルターの中でも、何回も、去年は事故が起きました。やはり、住んでみなければわからない、その危機感というか、危険、そういったものは、やはり住民からの声が上がってくるよりも先に、行政のほうからよりよく住民に沿って考えていただく、その姿勢が住民に対して安心を与えるのではないかと感じております。

次の質問に入ります。

2番目の質問です。子育て環境を充実するために、子供子育て会議をについてであります。

社会保障と税の一体改革の重要な柱の1つとして、子ども子育て関連3本案が成立いたしました。この法律は、保育所、幼稚園、認定子供園の拡充など、子育て環境の充実を図ることを目的としています。具体的な制度運用に当たっては、市町村が重要な役目を担うことになってきます。

市町村が主体となって、幼児教育、保育、地域の子育て支援の質と量の充実を図るものであるからです。

では、立科町の対応はいかなるものか。この制度の運用は平成27年度になりますが、その前の準備段階として取り組まなければならないことが出てくると思います。保育所も、来年の完成間近であります。子育て環境整備での関連質問にもなり、先に議員が質問しました立科教育の見えるかにも重なるかと思っております。

国の政策に沿って準備するのは、今の立科町にとって非常によいタイミングとも思っております。そこで、質問いたします。

1つ、環境整備づくりのために、子育て家庭の保護者や子育て支援者などの現場当事者から意見や要望を聞く機会はあるのでしょうか。

2つ、本本案施行の準備として、前段階で取り組まなければならないことは何でしょうか。その予算措置もあわせてなされているか、伺います。

当然、この子供子育て会議のことは、町長はご存じかと思いますが、この本案の説明もあわせてお願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

町長（小宮山和幸君） お答えをいたします。

子育てに関する悩みや不安を抱える家庭が増加するとともに、核家族化や就労による子育て環境が変化する中で、課題も多岐にわたっております。

そうした中で、町では児童館を中心に、一例でありますけれども、子育て支援のための子育て講話、またちびっ子広場等を開催しながら、育児に対するアドバイスや相談に応じているところでございます。また、児童館には教育相談員を設置し、保護者の皆さんからの相談に応じるとともに、保育園の統合にあわせ、今後、子育てについての相談が多くなることを見越して、この10月からは子育て相談員を配置いたしました。こうした活動や相談業務を通して、子育て家庭においてどういった支援が求められているのか、また必要なのか、その把握に努めているところでございます。

特に、保育園は就労家庭の支援のための大切な場所であると同時に、幼児教育の重要な場所でもあるわけであります。現在、来年度の統合保育園開所に向け、保護者会との懇談会や町民の皆さんからご意見をいただきながら、今まで積み上げてきた保育実績に加え、幼児教育を取り入れた保育計画を、子育て相談員を中心に策定しており、新年度からは新たなスタートをしたいと考えております。今後も引き続き、あらゆる機会を通して意見や要望をお聞きし、対策を講じてまいりたいと考えております。

続いて、子供子育て支援関連3法についてと、最後のご質問にあります意見交換会議の提案については関連がございますので、あわせてお答えをさせていただきたいと思っております。

これらの法律の施行は、平成27年4月から施行されることになっております。内容は、家庭、地域、雇用などから生じる子供子育てに対する課題に対応するための子供子育て支援を目的とした法律でありまして、主に質の高い幼児期の教育、保育の確保や保育の量的な拡大、また地域の

子供子育ての支援策の充実を図ることを目的としております。こうした施策を実施するに当たって、市町村はその準備段階としての取り組みとして、保護者の皆さんのニーズの把握でありますので、平成25年度では、改めて国で言うところの地方版子供子育て会議というような、名称は未定でございますけれども、そのための調査や検討をする場を設けてまいりたいと考えております。

なお、現在制度の大枠は示されましたが、詳細な内容や財政的措置については示されていませんので、今後、それらにつきましては早めの情報収集に努め、対策を講じてまいりたいと考えております。

あわせて、子供子育て3法につきましては、担当のほうからお話しさせていただきます。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井教育次長。

教育次長（笹井伸一郎君） この子供3法につきましてはの趣旨、概要といったものは、今町長が申し上げたとおりでございます。

3法は、子供子育て支援法の新しく制定されること、それからいわゆる通称、認定子供園法が一部改正されること、それからそれらに伴いまして、関係法律、児童福祉法が中心になると思っておりますけれども、それらの関係法律が、今回、27年度から施行されるということでございます。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） いろいろなものが国からも、また県からも各市町村に投げかけはあるかと思えます。

先ほどのドクターヘリの周知のこともそうですが、これからはそれぞれの市町村がいかにその課題を自分たちで見つけて、それに対応していくか、非常に市町村によってその格差が出てくる時代になってきていると、私は感じております。言われるままにやるというのは、もう既に過去のものであり、これから先は、例えそういった提案があれば、いち早く取り入れて、我が町のものにしていくという、すべて町民のためであります。

実は、この子育て会議の設置の質問をするに当たって、立科町ではどういうものがあるかなと思ひ、調べさせていただきました。また、先ほど町長の答弁でも、それぞれの教育相談員の設置もされていますし、ニーズも、聞いているというところではありますが、それはその場での対応でありまして、それを一括してまとめる。立科町の町民のニーズ、要望を一括にしてまとめるという、その会はないわけですよ、今。基本、その町民の質問に対して、その場で解決できるものは、そこで解決になりますが、そういう経過をまとめていくという、1つのそういうまとめ上げるところは、現在ないと私は思いました。

実は、議長に許可をいただいて、ちょっと示させていただきますが、これは平成22年に町長の指示のもとで行動計画をつくられたんだと思いますが、立科町次世代育成支援対策推進行動計画という、こういう本当に立派な冊子が完成しております。ここを読ませていただきますと、行動計画の推進に当たっては、年ごとに計画の実施状況を把握、点検、公表しますとあります。公表のところは、やはり個人情報もありますので、公表できるものと、そうでないものがあるのは、重々私もわかりますが、この行動計画に沿って、今進んでいるわけでありますならば、冊子で完

成させるだけでは、これは大変もったいないものですので、その要望、ニーズをその会議の中で集めて、またさらに見直して次につなげるという、そういった仕組みというか、場が必要ではないかと思っておりますが、逆に私はその担当の次長にお伺いしたいのですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井教育次長。

教育次長（笹井伸一郎君） 今、議員さんがおっしゃれましたように、次世代行動計画に沿って、現在子育てに関し、いろんな事業を実施をしているわけでございます。それらにつきましては、当然その実施、利用率ですとか、そういったものを勘案しながら予算に反映する。また、保育園では、この計画にもございますけれども、延長保育ですとか休日保育ですとか、そういった計画に沿って進めてきております。そういったものの利用率も、当然高く、今なってきております。それらにつきましては、実施状況を見ながら、今予算をつけ、実施をしているという状況にあります。

ただ、改めて、今議員さんがおっしゃれましたように、一括してそれを検討するという会議はございませんけれども、この計画を策定するのに当たって、そういった計画会議を持って、そこで実施計画を策定するという経過でございます。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） 国は、やはり少子高齢化で、子供が大変少ない。立科町も、残念ながら、出生率は低くなってきています。先ほどの次世代計画よりも、はるかに人数も進んでおります。そのときの予定ではこれぐらいだったけれどもという形ですが、現実はずっと出生率も下がり、亡くなる方も多く、減少している。そういった中で、やはりこれが現実ということであるならば、今の状態をそのままにしておくということが、結果が出てないというふうに私は見ておりますが、建物、保育園等をつくるのも大変重要なことではあるかと思いますが、中身、本当に町民、その保護者の皆さんの意見が的確に反映されているかどうかというところかと思えます。上からの、もうやるというようなトップダウンで下ろすのではなく、逆に現場からの意見を吸い上げるという、そういった機関はこれから予定、会議設置。会議だけでは中身がございませんので、そういった仕組みづくりというか、それを検討されるご計画はありますでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井教育次長。

教育次長（笹井伸一郎君） 特に、今その予定をしてはおりませんが、改めていろいろなものを検証してみた結果において、どういう方向がいいのか、また改めて検討してみたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） 先ほど町長は、その会議の名前を、全く同じじような話にはしたくないような感じで、子供子育て会議はちょっと名前が違いますがとおっしゃいましたが、実は子供子育て会議というのは、もう国から名前は降りてきているかと思えますけれども、なぜこういった子供子育て会議の設置を提案しているかということですが、やはりこれは、先ほど前議員が質問された立科教育の中で、幼児・小・中・高、この関連に全くかかわってくると、私は思っております。

基本、立科町が立科教育というものを、独自でこれから進めるというのであれば、もう本当に

グッドタイミングと思うような施策が国からやってくださいよというふうに降りてきているわけです。当然、その予算措置もされています。ですので、ではそれをどう立科町は生かそうかという、そのレールに乗る姿勢で、今回のこの子供子育て会議はいいのではないかと考えております。ですので、抵抗するとか、そういった、もう全然これは摩擦なく、その国から言われていることを、立科教育をそこにかぶせて、子供子育て会、住民からのニーズを聞くものとして進めていくというのは、非常に楽なものではないかと考えております。

また、予算措置もされているということであるならば、その国から、立科町の予算の中を効果的に活用するんであれば、行政としては一番得意とするところでもありますので、あわせて会議を設置し、その会議運営に当たっての予算をつけ、来年度から住民のニーズを受けるとい、そういう仕組みづくりをぜひ来年の予算に組み込んでいただきたいと思っております。

最後の質問になります。

私は、まだ2年そこそこの、本当に新参者の議員でありますけれども、立科町の動きが住民に理解されてないというか、その理解力に住民は不足しているというのは、非常に感じるところであります。

それは、行政側からの、その発信が、もう単純に広報のみ。その広報だけで理解しろといっても、これは非常に難しいと思っております。ですので、その要請があろうとなかろうとではないですが、積極的にその場に入る。区でもあり、その地域、どういう形でしょうか、その場に入って、出前講座で要請をされるのではなくて、場に入って説明をするということを重ねるといのは、それをやらなければ理解はしてもらえないと思っております。

実は、先ほどのドクターヘリの住民への説明、町長はされているかどうかというのは、ちょっと現場ではないからというふうにおっしゃれましたけれども、やはりトップとしては、ヘリがここへ来るんですから、当然それは、町長はその概略的なものは報告でご存じでしょうが、住民はそれは知りません。また、行政はそんな不安なことはしないだろうということで安心していますので、ドクターヘリが万が一何かがあっても、住民はそれをただわからずに終わるだけです。

ですので、事前説明、またその要望、ニーズ、これはドクターヘリのランデブーポイントに限らず、子供の育てる、子育て会議、これは子供に向けたものです。ですので、そういった会議で皆さんの不安をなくすようなものを重ねていくという、それが初めて広報を出して理解をしてもらって、重なって意味のあるものではないかと思うんですけれども、広報は出せば、それで終わりではないと思うんで、町長、その辺いかが思われますか。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 住民、あるいはいろんな方々に周知をするということは、毎回どの議員さんからもご指摘を受けております。すべての者が、これはどういう形で、媒体で周知していけばよろしいのか、一人ひとり聞くわけではないわけですが、それは最善の努力をすることについては異存もございませんし、今後もその努力は続けてまいりたいというふうに思っておりますけれども、その周知というのは非常に難しいんです。

議員さんは、町側から流すだけじゃないよと言うんですけれども、一人ずつどうやってやって

いくかというのは、これは永遠の課題です。例えば、広報においても、一軒ずつ配るわけですね。でも、これは町の広報だからといって扱って、ちゃんと読んでくれるかどうか、実は疑問な点もあるんです。広報していても、私、実はそれを見なかったよという人だっているわけです。

でも、そのことに対して、もっと周知する方法やら、いろんな形を整えて周知しなきゃいけないということも承知しているんです。ですから、そのいろんな情報や、そのいろんなものに対しての周知なり説明という責任を果たしていかなきゃいけないんですけれども、ちょっと苦しんでいることは事実でございます、それはですね。

それから、ちょっとさかのぼりますけれども、子育て支援3法について、私の知っている限りで申しわけないんですけれども、少し説明を加えさせていただきたいと思います。

これは、つい先ごろの3党合意、税と社会保障の一体化の改革によって、いわば成立したものであります。これの3法のもとになるのは、いわば、これは主に子育て関係の保育園対策が主なんです。この根底にあるのは、待機保育者、これが一番問題だということで、政府がこういう方針の合意をしてつくってきたわけです。

立科町の場合は待機がいるわけじゃございませんので、その点は一部安心はしておるんですけれども、これは、いわゆる内容をちょっと見ますと、質の高い幼児教育と書いてあるんです。それから、保育の総合的提供、これは新たな幼保連携型の認定子供園の創設のようなことも書いてございますけれども、この部分につきましては、もう既に立科町の場合、質の高い幼児教育も導入しようじゃないかということにしておりますし、立科教育を通じて、総合的な子育てをしたいということもうたっております。

それから、2番目には、保育の量的拡大ということですから、これは待機児童の問題でございますし、それからもう1点、非常に興味があるのは、小規模保育園等への給付というのがあるんですね。これは大変期待をしているところでございます。

それから、地域の子供子育て支援の充実といたしまして、これは一時預かり、これは一時保育です。延長保育、病児・病後保育、妊娠、妊婦検診、放課後児童クラブ等に対する支援、こうなっているんですが、ほとんどこれは立科町は既に行われているものが多いんです。妊婦検診も当然やっていますし、この中でちょっと難しいというのは病児・病後です。ここの部分は、私どもの町の医療機関が非常にちょっと脆弱なところがございまして、これらを見る限りは、一応の法にのっとるスタンスは、ちょっと早めにといいことはないですけど、考えながら進めているというふうに、私は思っております。

そんな中で、今後もまだまだいろんなニーズがあると思いますし、ですからそういったこととお話ししながら、説明しながら、いろんな周知をもって進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、先ほども何度も予算、財政的な支援ということで、これは7,000億でしょうか、予算がついたというふうになるんですが、個々の事業に対します財政的な措置については、内容がまだ不明です。政局も非常に不安定な状況でもございますし、注視しながらということですが、予算はともかくとしても、ソフトの子供に対する支援の体制というのは、ある程度整ってきてい

るかなというふうには思っておりますので、どうか、先ほどの周知の問題については、ちょっと手ばかりもあるようでございます。ぜひ、またその点を踏まえて、周知させていきたいというふうには思っておりますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君）まとめてください。1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君）担当部署は、あれもやりこれもやりということで、非常に大変だと、私もわかります。ので、立科教育も進めるという上で、子供部、もう子供だけのことを考える部署があってもよいのではないかと、私は思います。

基本、いろんなことを重ねてやるというのは大変なことなので、もうどこをとっても子供のことだけしか考えてない。それも、若い現役の職員をそこにつけて、その現役の職員から意見を、アイデアをいただくという、大変、私はこれはありと思って、町長も後で、多分、大変ユニークな考え方とおっしゃられるかもわからないんですが、もうそれぞれを専門的にやるのが一番ではないかと思っています。

私は、この質問、ドクターヘリと子供子育て会議、いろいろさせていただきましたが、立科町の将来を見据えて、今どうやるべきかということが、その政策をやってらっしゃるといっても、それがまだ見えてこないということですので、すべてにおいて先へ先へ、市町村がそれぞれ格差が出ないように、これからも手を打っていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

議長（滝沢寿美雄君）これで、1番、榎本真弓君の一般質問を終わります。

次に、7番、山浦妙子君の発言を許します。

件名は 1. 社会保障としての町の国保を問う

質問咳から願います。

〈7番 山浦 妙子君 登壇〉

7番（山浦妙子君）7番、山浦妙子です。ちょっと1カ月ぐらい風邪を引いていまして、途中で声が切れてしまうか咳き込むかということで、お見苦しいところが出るかもしれませんが、お許しいただきたいと思えます。

今年、2月に発表いたしました全国民意連の国保税の滞納により、無保険状態になるなど、経済的な事情を理由にした受診おくれがもとで亡くなった人は、昨年、全国で67人、長野県でも5人がおられたとの発表は、保険証1枚でだれもがどこでも医療を受けることができるという国民皆保険の仕組みが崩壊の危機にあることを、私どもに突きつけました。

私は、今回、日本国憲法の理念に基づいた社会保障としての医療制度、生存権の保障である町の国保について質問を行います。6点について、お聞きいたします。

9月5日に開かれました議会の全員協議会で、町民課長より国民保険の現状について説明がなされ、運営に対する見直しが提案されました。平成23年度立科町国民健康保険は、1,266世帯、全世帯の45.3%が加入しており、被保険者は2,334人で、全人口の29.6%となっており、前年度と比べると、7世帯27人の減少となっています。一人当たりの医療費27万6,418円となって

おり、平成 23 年度は過年度の精算交付金が大きく、基金からの繰り入れは生じなかったということで、当年の分を減税率ではカバーできない状況であり、医療費の抑制に努めながら、国保税の適正化を図る必要があると監査委員さんからの意見も述べられています。来年度予算編成の時期に向けて、国保運営の見直しはどのようにするのかを、最初にお尋ねいたします。

次に、だれもが支払うことのできる国保税の取り組みについてお尋ねします。

国保加入者の生活実態状況を見てみますと、保険税では 7 割軽減世帯 376 世帯の 596 人、この 7 割軽減の対象となる世帯は、世帯主と被保険者全員の総所得などの合計が 33 万円以下の世帯です。それから、5 割軽減の対象世帯ですが、91 世帯 223 人がいます。法定軽減世帯は 467 世帯で 819 人となっており、2 割軽減世帯、174 世帯 343 人と合わせて、641 世帯 1,162 人、50% が軽減世帯となっており、国保世帯の経済的な厳しさが続いています。

国保構成の家督別納税者割合から世帯主の職業を見てみますと、私たちの立科町では、国保の主体であった営業所得者 10.5%、農業所得者 7% と減少し続けており、その他の所得者と無職者や年金受給者が 37.7% とトップを占め、ついで 32.6% が非正規労働者、給与所得者で、合わせて全体の 70% を占めています。

また、所得のない者が 17.2% と増加しています。高齢化社会による年金受給者とともに、本来協会健保となるサラリーマンが主体となる国保構成の特徴が定着してきたと言えるでしょう。可所得別割合では、ゼロ世帯 219 世帯 337 人、33 万以下 145 世帯 228 人と合わせて、364 世帯、28% となっています。この数字から見ますと、高い保険税を払いたくても払えない世帯や大変な思いの中で納税されている様子がうかがえます。だれもが支払うことのできる国保税の町の取り組みはいかがか、国保の見直しというところでは大変重要な課題となると思いますので、町長にお尋ねいたします。

次に、3 番目の質問に移ります。立科町の保険証の交付状況を見ますと、平成 21 年度の課税分、もしくは平成 22 年度の国保税に滞納がある人に交付される 1 カ月の短期保険証の交付 7 世帯 16 人、それから平成 12 年から 21 年度分の未納者には資格証明書が交付され、7 世帯 9 人の方がおられます。滞納へのペナルティとしての短期保険証、資格証明書の交付ではありますが、この件についてはどのような検診がなされているのかをお尋ねいたします。

次に、4 つ目の質問です。私は、平成 20 年にも国保問題についての一般質問を行いました。テーマは、今回と同じ、高過ぎる国保税と低所得者対策であります。今後の低所得者対策についてお尋ねいたします。

先ほども述べましたように、この国民健康保険は低所得者が多数で、病気や病弱の方が多き構造となっています。これは、保険制度としては、大変不安定な構造です。疾病と貧困の悪循環を断ち切り、住民が安心して医者にかかれる対策はないでしょうか、お尋ねいたします。

国保の財政運営を市町村から都道府県の単位に移すことを推進する改正国保法が、4 月に成立いたしました。財政基盤の弱い市町村を支え、県内での保険料や税の平準化を図る目的となっていますが、従来より負担が増す市町村が出ると見られています。国保広域化の向こうには、バラ色とまではいかなくとも、現在の国保制度を改善する明るい未来が待っているのでしょうか。そ

して、一番重要なことは、広域国保で私ども国民の命を守ることができるのかどうか、町長はこの国保の広域化についてどうお考えかをお尋ねいたします。

最後になります。1959年、昭和34年、現行国民健康保険法が施行されました。その第1条には、この法律の目的としてこう書かれています。この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする。はっきりと社会保障としての国保が明記されています。

そこで、お尋ねいたします。健康の自己責任論と相まって、病気になったときの経済的な負担に対する人々の不安が高まっています。町は町民の命と健康を守るために、町民の不安解消に向けて、その責任をどう果たすのか、町長の覚悟をお聞きいたします。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

町長（小宮山和幸君） お答えいたします。

国民健康保険制度は、社会保障制度であるために、その中身はできるだけ統一したものにすることが要求をされ、基本的なことは国民健康保険法の法令で規定されておるわけであり、市町村独自の施策として実施できることは、比較的限られた範囲にとどまります。まず、社会保険は社会保障制度の中核として重要な位置を占めておりますけれども、その基本原理は自己責任の原則によって経費の負担に応ずる、互助、共済的な制度でありまして、このことから適正かつ公平な保険税負担により、健全な事業運営を図ることが大切であり、常にその収支のバランスは保たれていなければなりません。町の運営状況につきましては、後ほど担当より説明させていただきます。

次に、町の取り組みであります。国民健康保険税の軽減制度はきめの細かい制度が設けられまして、町内加入者全体の47%が軽減の対象となっております。

次に、国保税の納付が困難な方への対応であります。ここでは滞納へのペナルティの検証も含めてお答えをいたしたいと思っております。

制度面だけの支援ではなく、徴収担当職員の個々にわたる日常的な相談指導がとても大切であり、今後も所得面で厳しい状態の皆様がつい滞納となった場合も、きめ細かな対応に尽きると考えております。

次に、国保の広域化でございますけれども、4月に法改正がございましたので、県単位での広域化は進むものと認識しております。一方、国におきましても、社会保障と税の一体改革の流れができつつあります。今は総選挙の期間中ですので、今後は国の動向に注意して取り組む必要があるとは考えております。

次に、町民の命と健康を守るためにでございますが、私は、まず世界に誇れる国民皆保険の制度は絶対に崩してはならないと考えております。政府には、そのための政策を怠ることなく、持ち続けてほしいと思っております。

以上、質問に対して私の考えを申し上げました。詳細につきましては、担当課のほうから説明を申し上げたいと思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君）お答えいたします。

ご質問の中で、税に関する部分では、総務課税務係にかかわる関連内容がございますけれども、私のほうでお答えさせていただきます。

まず、立科町の国保運営状況と値上げ検討についてというご質問でございます。

国民健康保険の被保険者一人当たりの保険税調定額は、税率が一定にもかかわらず、平成21年度から年々減少しております。このことを反映し、一人当たりの医療費については増加し、逆に国保税の収入額は減ってきている現状でございます。また、市町村国保、一般被保険者の医療費に対する一般的負担割合は、保険者負担分のうち、財源として国庫負担と県負担、ほかで50%、その他50%を保険税で賄うという負担割合となっており、23年度につきましては30%ぐらいということになってございます。

経済雇用情勢に明るい兆しが見えない中で、制度を維持していくため、税財源を安定的に確保していく必要があり、国保税の見直しについては、今年度の収支を見込み、収入、支出の将来的な推移を勘案して、不測の状態とならないための検討をしていくこととなります。

次に、だれもが支払うことのできる国保税の町の取り組みについてであります。まず国民健康保険税の軽減制度についてご説明申し上げます。

この制度は、国保加入世帯の所得状況に応じた軽減制度がきめ細かく設けられ、加入者にはパンフレット等により周知しておるところでございます。国保税は、原則として、国保加入世帯の所得割、所得金額に応じた一定割合でございます。それと、資産割、これにつきましては固定資産税額に応じた一定割合からなる応能割と一世帯当たりの平等割額と加入者一人当たりの均等割額からなる応益割から構成されており、両者の比率は50対50が望ましいとされております。

低所得者における軽減制度については、総所得等の合計金額により、応益割の2割が軽減される場合と5割が軽減される場合と7割が軽減される場合の3段階に分かれた軽減措置となっております。11月現在の状況で申し上げますと、軽減なしの世帯は672世帯、2割を軽減される世帯は188世帯、5割を軽減される世帯は80世帯、7割を軽減される世帯は330世帯となっており、全体の47%の世帯がこの軽減の対象世帯となっております。このほかにも、職場において、いわゆるリストラの対象となった方に対する非自発的失業者に対する軽減措置、高齢者夫婦の世帯に対する軽減措置等、多くの低所得者の皆さんに対する軽減の措置が設けられております。

次に、滞納へのペナルティ、資格証明書、短期保険証交付の検証はというご質問でございます。国保税の納付が困難な方に対する対応ですが、毎年9月の保険証切りかえ時に、このまま推移すると保険証の発行に制限がかかったり、また既に一定の制限がかかっている方を対象に、時間外に納付相談を行い、分割納付等により短期保険証の発行ができるよう、相談業務を行っております。また、同様の相談業務は、12月と3月にも行い、なおかつ日常的に電話、訪問等により納付相談を行っております。

このように、低所得者の皆さんには、制度面からの支援だけでなく、徴収担当職員の日常

的な努力も相まって、資格証明書の対象者を極力少なくできていると考えております。今後も現行の制度を最大限活用しつつ、徴収担当職員によるきめ細かい納付相談業務を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

また、資格証明書及び6カ月未満の短期保険証交付世帯に属する子供については、平成21年4月1日から中学生以下の被保険者に、平成22年7月1日から高校生世代の者への6カ月の短期証を交付しております。

次に、今後の低所得者対策についてであります。低所得者対策については、標準負担額と入院時食事代の減額、入院や外来診療にかかわる高額療養費は、限度額適用認定証を提示することで、医療機関への支払が自己負担限度額までとなり、窓口での負担が軽減されています。また、一部負担金の減免制度や高額医療費のつなぎ資金制度も行っております。

次に、国保広域化をどう見るかでございますが、今年の4月の法改正によりまして、平成27年4月から保険財政共同安定化事業が全医療費に拡大されることが決まったことにより、支出の都道府県単位化が進む予定となっております。長野県では、国において検討されている社会保障と税の一体改革を中心とした今後の動きに注目し、必要に応じて検討委員会等で意見交換の上、市町村の意見を聞き、進めていくということです。

次に、命と健康を守るためにでございますが、町民の命や健康を守っていくためには、国民皆保険を基本とした国民健康保険制度だけでなく、生活保護などの福祉事業や健康増進事業の連携が必要と考えます。町としても、がん検診、特定検診、特定保健指導業務や予防接種、母子保健等の保健衛生や福祉事業に力を入れているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、山浦妙子君。

7番（山浦妙子君） 細かい部分については、ただいま羽場課長のほうから答弁をいただきましたが、資格証明書、短期保険証の交付のペナルティの検診ということですが、子供には国の法に基づいて6カ月の保険証の交付ということですが、これはやっぱり子供には1年の正規の保険証を渡していただきたいと思っております。厚生省が低所得者や医療機関の受診者を除くという意向を示しておりますし、お年寄りや子供には無条件で1年の正規の保険証を、特に子供たちには交付をしていただくよう求めたいと思っております。国の改正、国保法では子供は6カ月となっておりますけれども、小諸市や東御市、それから池田町では正規の保険証となっております。立科町でも、今までは世帯ごとの保険証でありましたけれども、わずか前からはカード化されておりますので、個人での交付となっております関係からも、これは可能ではないかと思っております。

それから、先ほど細かい配慮をされて、資格書を交付されたり、短期保険証の皆さんへも定期的に家庭訪問をされたり、税の納付相談にそれぞれの場所で応じているということですが、特に資格書を交付された方については、医者にかかるときは10割負担になります。保険税の滞納者が10割負担で医療機関にかかるということは、大変厳しいものがあるのではないのでしょうか。資格書ということで、受診の抑制につながり、悲惨なことにも結びつかないとも限りませんので、短期保険証や資格書の世帯への安否確認を兼ねた訪問など、それから追跡調査などは頻繁

に行っていただくように要望したいと思います。

今、羽場課長のお話では、年に3回ということで、いろいろ納税相談も行われ、収税課の中でも職員が対応していただいているようですけれども、本当にこの部分では細かい配慮で、町民の健康と命を守る取り組みを心してやっていただきたいと思います。

国民健康保険は社会保障だということは、先ほど町長の答弁の中にも出てきましたけれども、国保法の第44条には一部負担金の減免、それから第77条には保険料減免を町が独自に実施できることが定められています。体の具合が悪いときに、治療を受けながら、医者に払う医療費の心配をする、これほど体に悪いことはないのではないのでしょうか。自己負担が、薬代を含めて1,000円を超えると患者は受診を抑制する、この地域の患者の懐具合を意識しながら、いつも診察を行っている、こうおっしゃったのは、毎月我が家に一度往診してくださる赤ひげ先生の言葉です。

早期発見、早期治療になり、医療費削減にもなる一部負担金減免と保険料減免、これは失業したり、特別の理由があるものに限るといような、大変だれもが受ける、受けやすいという、そういうものではないものとなっていますので、町民がいつでも申請したり、それからこのことについては、特に窓口の一部負担金の減免制度というものは、立科町では今まで、ここ何年か、一度も使われた形跡がありません。ですから、私は、たしか20年度の折にも、医療機関の窓口にごこのことについてのパンフを置いたり、それからポスターを張るなどの対応をするべきではないかということも言わせてもらいましたけれども、今、この経済状況の悪い中では、特にこの部分では住民への周知が大切ではないかと考えています。羽場課長、いかがでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君） ただいまの議員さんの説明につきまして、実際に、やはり窓口の中で減免等に使われたことはないということ、それはもっともでございます。

そんな中で、やはり保険料納付をしてない方については、そういった部分で、やはりお医者さんにもかかるという思いが半減してしまうということも、心の中ではあるのかなというふうに思います。制度の中で、合法的なもの等に利用できることを、いち早く、やはり利用者の皆さん方にお知らせするという意味におきましては、そのような方向を検討していきながら、住民周知等を行っていかねばというふうに考えてございます。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、山浦妙子君。

7番（山浦妙子君） 平成25年度から29年度にかけて、立科町国民健康保険医療費の適正化に向けた取り組みの推進計画が、国保広域化の地ならしと相まって、つくられるようではありますが、今年10月までの特定検診受診率32%だったものを70%まで引き上げる取り組みや、その結果に基づいた保健指導の実施率を45%にするなどの健康保持の推進などや医療の効率的な提供などの推進目標を掲げて、いろんな施策が展開されることになりそうではありますが、この事業を行うのに、現状の町民課体制でできるのか、羽場課長、お尋ねしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君） 医療費の増につながらない施策として、特定検診、あるいはそれに基づく特定保健指導ということにつきまして、当町におきましても平成20年度より実施している中で、だ

んだんとその受診率等も、検診率等も上がってまいりまして、23年度におきましては47%という中であります。目標に対しては、まだ届きませんが、今後についてはその率を伸ばしていくよう、努力してまいりたいというふうに思います。

現段、その職員の対応等については、町民課サイドで担当しておりますけれども、その中で配置、事務分担等の中で一生懸命やっているということで認識しております。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、山浦妙子君。

7番（山浦妙子君） 町長にお尋ねいたします。

何年か前には、今羽場課長からお尋ねしたように、滞納になっている住民の皆さんへの訪問などをされたり、また役場に相談に来られる方にきめ細やかな相談に乗って、一生懸命やられた職員さんがおられたということをお聞きいたしましたけれども、今、大変職員数の減少の中では、この25年度から29年度にかけて行われる町の国保医療費適正化事業も、ちょっと大変ではないかというふうに、私は感じているわけですが、町民の健康づくりと医療費削減に向けて、今国保の崩壊が叫ばれている中では、行政の本気度が試される時ではないかと思っております。町長の、とにかく保険師なり、それから看護師、町民課で、その専門の資格を持っている方、わがままは言えませんが、そういう専門職の方の配置なども、もう少し手厚くしていただけるようなお考えはないでしょうか、お尋ねいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 窓口の職員の皆さんには、大変によくやっているとっております。

以前にもご質問があったときにも、きめ細かなことで対応すること以外に方法ないというふうにお話をさせてもらった覚えもございます。

それから、考え方でございますけれども、ペナルティというふうに考えれば、それは罰ですから、そんなふうになってしまうんですけれども、私どもの町はペナルティよりも、むしろ相談をしっかりとやるということでの徴収担当者や窓口の皆さんの努力に大変期待をしてきたわけでございます。その結果が、今、この町の状態になっているんだというふうに理解しております。

確かに、町の職員全体が減っております。どこの部署にも満足に職員の配置をしているとは思っておりません。しかしながら、そうは申しましても、何でも増やせばいいという、やたらにバランスを崩すようなことも、またこれも戒めなければいけないことだとも考えております。ある一定の時期に来ますれば、安定した職員の体制になるんだろうとは思いますが、それまでにはまだ間があります。当面の間、いろんな皆さん、協力していただく方々をお願いしながら、職員の配置については、今、現状のままですけれども、いずれにいたしましても、サービスの低下を招くことのないような体制だけは整えてまいりたいというふうに思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、山浦妙子君。

7番（山浦妙子君） 羽場課長に、再度お尋ねいたします。

今、私たちの町の保険者は、この立科町ですけれども、市町村によって医療供給体制の違いがあったり、年齢層や所得、それから健康状態などの住民の状況の違いが歴然としてあります。長野県1つで広域的な運営をするには、その差異があまりにも大きく、無理があるように、私は感

じます。市町村国保だからこそ、保健事業や住民検診事業などと連動させながら、住民の命を守ってきた歴史が、この立科町の国保にもあります。

今、役場の職員さん初め、収税係の皆さんも、一生懸命になって、この国保を継続していく取り組みをしていただいているということは、私も十分承知しておりますけれども、今のこの国保財政の危機をつくったのは国庫負担の削減であります。その大変さの中で、市町村は一般会計の法定外繰入れをしたり基金の取り崩しをして基金を繰り入れ、国保を守ってきました。

広域化することは、一般会計の繰り入れをしないことが前提となっています。厚労省は、広域化をしたら国庫負担を増やすとはただの一言も言ってはいないのですから、保険料に歳入の不足分を上乗せすることになり、私たちが負担する保険税のアップとなるのは確実なものです。国保の広域化は、私たちの命を守ってはくれないでしょう。しっかりと本質を見定めて、町が住民の命を守る仕事を放棄しないよう、要望するものであります。

今まで、ここ何年か、立科町の国保の事業は値上げをしない努力を一生懸命していただけてきましたけれども、この小さな立科町が自立を選択し、人口の大変少ない町でありますけれども、そういう小さな町の国保状況から見て、メリットは何があるとお考えでしょうか。羽場課長、お尋ねいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君） お答えいたします。

先ほどの国保広域化ということに触れさせていただいた経過もございますけれども、この部分につきましては、それぞれの保険者が、それぞれ県下の中でも大きな市から始まって小さな村まであるわけですが、そういう部分においては、現段の中でも保険税のほうが高いところ、低いところ、それぞれ、それぞれ、それぞれ倍も、それ以上も違っているという現状もございます。また、医療費等に関して、お医者にかかる場合においても、かかりやすいところ、かかりにくいところというようなまちまちなところがございます。

そういう考えからいたしますと、当町においては、これまで一生懸命頑張ってきたというような中で、考えとすれば、関係する利用者、組合員の皆さん方が県の統一した部分に入るときに不利にならないようにしていくということが一番願いでございます。そんなことで、今現段の中では、具体的に、その統一化された部分が示されてございませんので、そんなお答えになるかと思いますが、よろしく申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、山浦妙子君。

7番（山浦妙子君） 笹井総務課長にお尋ねいたします。

国の国保改悪の波の中で、町の住民の命と健康を守るということは、大変厳しいものがあることは私も承知しておりますけれども、今、この経済状況が悪く、高齢者の生活の支えとなっている年金も2.5%カットする年金削減法案が先月の15日に可決されています。介護保険料の引き上げや増税などで、生活に充てることのできる年金額は大きく目減りしている今、値上がりだけはするべきではないと思いますけれども、一般財源や基金からの繰り入れなども考えていただけないでしょうか。

それから、立科町の国保見直しは、国保税の算定方式に所得再分配機能を採用するように提案したいと思います。

まず、1つとして、国保料の応能割と応益割の比率と5.5から7対3に戻し、応能割の比率を拡大していくものです。2つ目として、所得割の算定に対して、総所得金額から基礎控除額だけを差し引く旧ただし書き方式ではなく、各種の控除も差し引く本文方式にすること。それから、3つ目として、資産割を除くこと。4つ目として、均等割や平等割を縮小していくこと、特に国の20歳未満の特別調整交付金の考え方に沿って、18歳未満の均等割を除くこと。最後に、限度額を引き上げ、将来的には撤廃すること、このような税の計算方式を改善するというか、私たちの住民の生活実態に合ったものに変更する工夫はいかがでしょうか、お尋ねいたします。

議長（滝沢寿美雄君）笹井総務課長。

総務課長（笹井 茂君）お答えします。

今の幾つかのいろんな対応策につきましては、今、私、個人的には、内容が、幾つか、もちろんその計算をしてみて、それで町の財政と見比べる中で、やはりまた違った方法もあるかもしれませんし、検討しなければならないとっております。今、議員さんがおっしゃられたような対応策については、これから私どもも検討しなければならないと承知しております。提案ということで、お聞きさせていただきます。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君）7番、山浦妙子君。

7番（山浦妙子君）近隣市町村の国保財政と比べると、確かに9月の全員協議会の折には、羽場課長は立科町の国保税は低いというような認識のもとに発言をしていただいたように、私は記憶しておりますけれども、ただ私たち、私も含めて、今、私たちの生活というのは、本当に逼迫した状態にあるというのも事実です。国の社会保障改悪の中で、私たちの生活がますます追い詰められて、生きにくくなっている中で、町はその防波堤となることに、やっぱり町長を初め、全職員の皆さんは心血を注いでいただきたいと思います。弱肉強食ではなく強い者が弱い者を支える、富める者が貧しき者を支える、憲法25条の生存権を政治が保障するという道で社会保障を充実させ、今回の国保運営の見直しが住民の生活改善に役立つ見直しとなるよう要望いたしまして、私の質問を終わりといたします。

議長（滝沢寿美雄君）これで、7番、山浦妙子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は4時40分からです。

（午後4時30分 休憩）

（午後4時40分 再開）

議長（滝沢寿美雄君）休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、11番、橋本昭君の発言を許します。

件名は 1. 来訪者の立場に立っての観光地「白樺高原」の課題と対策は

質問席から願います。

〈11 番 橋本 昭君 登壇〉

11 番（橋本 昭君）11 番議席、橋本昭です。「来訪者の立場に立っての観光地「白樺高原」の課題と対策について」、質問いたします。

観光地白樺高原は、町有地の有効活用により、安定した自主財源の確保を究極の目的として、観光事業用地、保養所用地、別荘用地を貸し付けし、スキー場経営、そして女神湖の観光活用を図るなど、町が経営する総合リゾート地と言えます。したがって、町長は観光地経営の経営者の立場にあり、経営者として次の2点につき、質問いたします。

第1点目は、観光地経営に携わった6年余の間で、白樺高原に訪れる来訪者の立場に立って認識した白樺高原の問題点は何か、そこから浮かび上がった課題に対してどのような解決策を打たれたのか、課題は解消できたのでしょうか。解消されない課題があれば、今後、どのように対応するのか、伺います。第2点目は、現在の問題点をどのように認識し、何を課題とし、その対策はどのようにするのか、以上、2点について、白樺高原の総合的な経営の観点、そしてスキー場経営の観点に分けて、経営者である町長の所見を伺います。

議長（滝沢寿美雄君）ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

町長（小宮山和幸君）お答えします。

私は、平成19年5月に町長就任以来、白樺高原の観光につきましては、立科町の主要な施策、重点課題と位置づけ、積極的に行ってまいりました。ご存じのとおり、白樺高原は八ヶ岳中心公園国定公園内にございます。開発行為につきましては、公園計画に沿った開発をしてきており、町では昭和36年から始めた別荘地開発、白樺高原国際スキー場、白樺2 in 1スキー場、蓼科牧場、ふれあい牧場、御泉水自然園など、観光の柱となっております町営施設の運営を展開し、施設の目的に沿った維持管理を進めてまいっているところでございます。

今回のご質問でありますけれども、通告書によりますと、町有地貸付、スキー場経営を含めての観光地経営での来訪者の立場に立って認識した問題点は何か、その課題に対する対策、課題解消策、解消されていない課題対策と今後の対策はとのご質問でございます。

今回の通告書のみで見ますと、議員のご質問、いささか漠然としておりますので、質問の本旨が少々つかみきれませんでした。私の行政運営の方針や姿勢を申し上げます。それをもとに、議員の言われます観光地経営あるいはスキー場経営における課題の解消策、また今後の対応策として、現在進行しております事業の展開をお話ししたいと思います。

立科町の場合、観光地経営、スキー場経営のいずれも、町民益あるいは観光振興が目的でありますので、連携を持った施策を行っておりますので、意識的に区別することはありませんが、スキー場につきましては特別会計をもって運営をされております。

来訪者とはお客様のことでありましょうか。もちろん、観光地、スキー場である以上、お客様が訪れていただくことが第一であります。ですから、同じ目線での施策は当然であります。町では、問題分析について、今までに何度もアンケートや意識調査、専門コンサル、会計士の調査な

どをもとに、地域の皆さんや観光事業者への講演会、また多くの会議の中で問題点を見出し、町としてはしなければならない課題の解消施策を展開をしてまいったところであります。

むろん、地域や観光協会、また観光事業者にそれぞれの問題点も見出され、課題解消に努力されてきたわけであります。これからもこうした積み重ねは継続されなければ、地域間競争の激しい観光産業では敗北となってしまうわけであります。今後も、この白樺高原が斜陽とならないよう、官民が協力して、全力で対応していくことを再確認して取り組むべきと心得ております。

現在の課題の解消については、事業展開しておりますので、担当課長から説明をさせていただきます。

議長（滝沢寿美雄君） 岩下観光課長。

観光課長（岩下弘幸君） 観光地についての事業展開は、長期振興計画や実施計画により予算化し、実施しております。

まず、白樺高原はビーナスライン沿線に位置しておりまして、中央自動車道、上信越道の間中に位置し、また新幹線佐久平駅、中央線茅野駅からの利用ということで、車での利用はよいものの、路線バスを利用した交通の便が悪いため、平成21年度から運行を始めた町営バスが唯一の手段となっております。今後は、新幹線や電車を使つての観光客に対しての交通手段の充実が必要かと考えております。

2つとしましては、車で来訪されます観光客の皆さんに、安心して来られる道路整備に対しましては、長野県に道路改良促進について要望し、県道40号線の改良工事が進めております。また、樽ヶ沢地積の改良工事が進んでおり、まずヘアピンカーブの改良を最優先に、四季を通じての安全な道路施策を進めてまいります。

3つとしまして、町有地貸付につきましては、別荘地の貸し付けが始まってから50年が経過することから、建てかえが必要な施設も出てきております。営業施設においても、同様な状況もあるかと思われまます。

4つとしまして、町営施設については、観光客のニーズに合わせ、蓼科ふれあいセンターは多種目のスポーツができるように改良しました。女神湖センターも、トイレ、厨房、ボート乗場等の修繕を行いました。新設では、朝日の丘公園、夕日の丘公園、御柱公園、恋人の聖地「幸せの鐘」を設置し、観光スポットを増やすことで、観光地の魅力アップを図っております。また、公衆トイレについては、様式等、改良を進めておりますが、明るいイメージのトイレに逐次改良を進めてまいります。

5つとしまして、白樺高原の誘客宣伝につきましては、手応えのある有効な宣伝方法を模索しながら、平成24年4月に法人化された社団法人蓼科白樺高原観光協会と一体になり、白樺高原の振興を図ってまいります。立科町へお越しいただく観光客も、中仙道ウォークに参加される観光客、農村を訪ねての体験学習等、地域住民と幅広い事業者が協力することで、農林業や健康長寿といったテーマを観光と結びつけた新たな観光需要を探り、受け入れを推進してきております。今後につきましても、継続してまいります。

次に、スキー場経営についてでございますが、平成4年度をピークに、営業収益が右肩下がり

で減少を続け、平成 15 年度以降、純損失が出るようになり、解消するため、経費の見直しをし、経費削減を進めてまいりました。しかしながら、経費削減額より営業収入額の減少額が大きく、平成 23 年度決算では 1 億 1,586 万円の計上損失となっております。

そこで、収入減少の主はスキー人口の減少であり、見直しに当たっては、リフト利用者の減少に見合った抜本的なゲレンデの見直し、利用者の少ないリフトの運行休止等による経費削減など、収入に見合った規模とする営業方針に転換をすることとし、平成 24 年 4 月に関係します皆さんに今後のスキー場のあり方として提案をいたしました。

この提案内容は、利用効率のよくないリフトの運休について、国際スキー場の第 2 ペアリフトの運休、2 in 1 スキー場は第 1 ペアリフト、第 4 ペアリフト B 線を運休することで、人件費等を削減するものでした。ゲレンデ規模縮小により、降雪経費の見直しで人件費削減、圧雪経費の減少、電気料金の削減、免税経由と燃料費の削減をするなど、全体で 10% の削減を図るとするものでした。

また、4 年経過しましたシャトルビーナスの事業結果は芳しくなく、事業の再検証をすることとしていましたが、バス事業者が負債を抱え倒産したため、この事業は廃止することとしました。

資本投資の部では、運休によるリフトの建設改良費の削減を見込んだもので、これらによります削減費用総額は 2,640 万円と推計いたしました。リフト運休、ゲレンデ縮小によるリフト収入への影響については、各スキー場の実績から、各種リフト券を予測し、各スキー場の料金を調べ、料金設定し、ゲレンデ縮小による風評の影響も加味した場合、売上総額が 30% 減少を来す状況になると推察されました。

一方、関係する各社、観光協会からリフト運休等による経費削減の運営方針について、意見を求めましたところ、スキー場の縮小計画については、白樺高原観光業者は、収入の多くを冬の観光が占めており、今回の計画は観光に携わる者の死活問題であり、また県下有数の観光地である白樺高原地域全体の衰退を招きかねず、スキー場開設以来、積み重ねてきた努力を無にするおそれがあるとして、今回の町の改善案については一時保留とし、各社観光協会からの改善計画を取りまとめをしてほしいとのご意見をいただきました。

こうしたことから、協議を重ねた結果、今後、スキー場については、索道事業の存続をかけ、リフト営業の売上を伸ばす方策を最優先課題としまして、観光課、関係者、観光協会でまとめた索道事業経営改善計画をもとに、強力な誘客体制を整え、誘客活動を展開していくことを確認し、またスキー場経営のあり方については、毎年検証をしながら、広く町民の皆さんの意見を聞き、将来に誤りのない方向を目指していくことといたしました。

今後について、冬山リフト来場者数を平成 29 年度には 3 万 1,600 人増の 15 万 6,000 人、また夏山ゴンドラリフト搭乗者数を 1 万 1,200 人増の 5 万 4,400 人を見込み、年間での目標は 21 万人を目指してまいります。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君）11 番、橋本昭君。

11 番（橋本 昭君）町長のご答弁、本旨がなかなか伝わらないのでということのご答弁がありましたけ

れども、私がなぜ今の課題、問題認識という問いをするかといいますと、27年から第5次の長期振興計画が立てられると。それに先立ちまして、その間の準備期間という考え方のもとに、課題を正確に、問題点というものを正確に認識し、そこから課題を浮かび上がらせ、その課題に対してどういう対策を打つかというところの課題認識というのが、今後のいろいろな施策、政策において必要であろうと。したがって、私は、今、町長がこの白樺高原で感じておられる来訪者の立場に立ってどういう問題点があるんだという認識、それを問うているわけです。その答えがないというのは、そういう問題点というものを、町長、経営者として認識をしてないんじゃないかなというふうに、逆に誤解を得るわけです。長期振興計画の平成19年度から、第4次の前期計画から22年度の長期計画、いわゆる後期計画、そこにはちゃんと課題というのが書いてあるんです。課題ということが書いてあって、それを、では課題ではないのかと、振興計画上の課題は何なんだろうと。皆さんがいろいろな形で議論をして長期振興計画をつくって、課題というものが書かれているんですから、それが課題ではないだろうかなと。それを全然答弁されないというのは、課題という認識をされてない。

例えば、こういう第3節として、魅力ある観光の振興、現状と課題と書いてあるんです。その中に、読みますと、景気低迷等要因としての未営業施設の増加という事態が生じてまいりました。先行き不透明な観光経済の中で、経営者の高齢化による活力の低下や後継者問題等、観光を支える事業の内包する問題がさらに顕在することが懸念されますと。観光地としての活力維持の観点から、事業者の今後の動向を的確に把握した、新たな対策が求められていますというふうに書かれているわけです。これは課題ではないんでしょうかね。ご答弁いただきます。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 振興計画には、課題は書いてございます。今、議員さんが質問なされたのは、来訪者の立場に立ってと書いて、アンダーラインも引いてあるんですよ。あえて、今現在行われている施策というものは、課題解決のために予算を立てて、人材を配置してやっていることなんです。計画に立ててある漠然とした、そのものだけで解決、解決、課題、課題と言っているわけにいかないのが現実じゃございませんか。そういう観点から、私はこの来訪者に立ってと、あえて私はもう一度聞いたということです。ですから、私自身は、今現在行われている施策、予算計上しているものは、すべて課題なんですよ。そうじゃございませんでしょうか。それが、町が来訪者のために、立場に立って進めているものだと思うんです。町がと書いてあります。そういう意味でのお話を、私はさせてもらっているというふうに考えております。単なる文書の中での課題だけの問題をとって、課題だ、課題だと言っていたんでは対策にならないんじゃないんでしょうかね。私はそういうふうに考えております。

議長（滝沢寿美雄君） 11番、橋本昭君。

11番（橋本 昭君） ですから、課題の認識のずれが施策のずれにつながると言っているわけです。

では、仮に1つだけ論点を絞りまして申し上げます。来訪者の立場に立って、今の女神湖通りというのを見たときに、来訪者はどういうふうに感じられるか、そこからどういう課題が生まれますでしょうか、まずそれをお聞きします。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）女神湖通りの課題、毎回橋本議員さん、ご質問ですよね。そこに未営業の施設がある、そこが大変見苦しい。観光客に対して見栄えが悪いんじゃないか、これは観光、要するに来訪者のために立った立場ですよ。

でも、何回もお答えしているから、しっかり理解していただきたい。よその皆さんの地権者の皆さん、地権者といいますか、その建物の所有者の皆さんに瑕疵がないんです。その問題に対して、町が課題だからといって、何をやる。督促しかないんですよ。

何か勘違いなさっている。そういうふうにはしか思えないんですが、もう少し冷静になって考えていただけないでしょうか。持主がいる建物に対して、これは今経営してないから、これは壊してやれとか営業しなさいよと言っても、相手には倒産するかしらないかの判断をしている人だっているんですよ。にもかかわらず、将来の再開を目指しているって、お答えが来るんですよ。どうでしょう。その辺のところは、これ以上、町が課題だからといってやる方策、弁護士さんの先生方にも相談しております。隣地に被害、危害がない以上は、それ以上できないんじゃないでしょうか。ましてや、地代はちゃんと入っているんです。ここの部分のところを、もう少しご理解をさせていただいて、時間をかけて再開を願うこと、それから督促をしていくというふうには、今のところ方法がないというのが現実だと、私は思っているんです。

議長（滝沢寿美雄君）11番、橋本昭君。

11番（橋本 昭君）町長とは、この問題については、再三お話をして、私も過去の議事録を読み返したりなんかしております。では、このままでいいんだろうかと。来訪者の立場に立って、白樺高原という観光地を運営されている町長としてこのままでいいんだろうかと、何か手はないんだろうかと。建物の所有権者は、確かにあるわけですね、それで、賃貸借契約もしている。だけど、今、町長もご存じだと思いますけれども、空き家に関して、各市町村の中で、長野県でも3市町が条例制定をすると、空き家の解体ですね。全国でも、31市町村が条例を制定しています。土地は自分の土地であり、建物も所有であるというものについて、それが廃屋かどうかという適正な認定をした上での話でございますけれども、そういう条例まで制定をして、その対策をしている。立科町は、ああいう施設があっても、何の手を打ってない。

この間、講演会がございました。杉尾さんですね。TBSのニュースキャスターの杉尾さんの講演会ですが、情報化社会をどう生きるかと。今、情報化社会の中で一番恐れているのは、杉尾さんも言っておられましたけれども、悪い話の伝播の早さ。いい話も、当然伝播の早さです。

私が、なぜ来訪者の立場と言うかということ、来訪者の方が女神湖通りに来て、女神湖センターから向こうの駐車場に歩くときに、この通りは何だろうかと、店は閉まっている。何か廃屋的な施設がある。一言、女神湖通りはおもしろくないですよ、女神湖へ来ても何にもありませんよ。店はやっておられるところはあるわけですよ。けれども、全体的に何か寂しいですよ。ある職員の方はシルバー通りと言っていましたよ、女神湖通りを。ゴーストタウンと言われなければなりませんけれども、そういうことを1つでも発信すれば、それが全体的に伝わる。もう風評被害と一緒に。そういう現状というものについて、何らかの手を打つ。

先ほど、前々の説明の中でも、督促をしなきゃいけない、督促をしております、督促しかないです。では、総務課長にお伺いしまうけれども、ある施設、もう十何年来動いてない。ああいう状態がそのまま継続しているということで、そのオーナーと面談して、お話したことがございますでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井 茂君） 私個人では、まだ面談をしたことはありませんが、担当のほうでは面談、電話連絡でしたことはあります。督促をしたこともありますし、すべて対応、まだ一度も行き合ったことのないという人はおりません。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 11番、橋本昭君。

11番（橋本 昭君） 面談等々のご努力もされているということですがけれども、私は以前にも、ああいう状態を残しちゃいけないだろうと。経営者に対しての意向調査をしたらどうだろうかということをお話ししましたら、行政はそこまで踏み込めないというお話を、町長はされましたですね。

しかしながら、今般、農業委員会との打ち合わせをしたときに、人・農地プランに対する意向調査というのを、町は農業者に対してされていますね。その中で、5年後の農業をどうするんだ、10年後の農業はどうなるんですかということのみずからお聞きしているわけです。

なぜ観光業者に対して、意向調査というのができないんだろうか。私は、しっかりとした意向調査というものをして、今後どうされるんだと、景気が回復、よくなるということを待っていたってどうにもならんわけですよ。逆に、今の状態で商売もできないという施設もあるわけです。

景気云々というようなことを理由に、それまで待つということはありません。損害を与えているという認識をしていただきたいということも言わざるを得ないんじゃないかと、それは周りの営業者に対する損害を与えている。ただ、建物が壊れる損害ではなくて、営業者に対する損害を与えているんだという経営者としてのお話をぜひされるべきじゃないかなというふうには思うわけです。ですから、そういうような意向調査というものを、当然、やっぱりやるべきではないだろうかなというふうには思うわけですがけれども、その点はどういうふうにお考えでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 人・農地プランの意向調査と、それから観光事業者の意向調査と、少々、同じにするのはいささか無理がございます。人・農地の関係については、一番大きな荒廃地という、もう事業を、耕作を放棄しているところからスタートしている国策ですよ。そうしたことの中で、今の女神湖通りの皆さんは、事業として行われているわけです。そのこの部分のところ、これからどうするんですか、そこから出てきたものに対して、町がこういう指導をしましょうというふうになりますでしょうか。ちょっとそこら辺のところ、農地と少し違うような気がいたしますので、決してそれは意向調査をしなきゃいけないということにはならないと思いますけれども、出てきた答えに対してどうするかというものが見出せないんですよ。やってみなきゃわからねえと言えればそれまでですがけれども、私はそんなふうにとらえております。

それから、条例までつくって、うちを壊しておりますという話は、たしか小谷村とか、飯山市だったでしょうか、ありましたですよ。それも、それはもう所在もわからない、地主もどこかにいるかわからない、それで隣にうちに寄りかかっていってしまって、豪雪の地帯ですので、いつつぶれるかわからない。そういった、もう本当に困った状態の中でも、それは条例として、町では壊すことができるようにしました、すべて調査した上でね。でも、その費用は本人が負担するんですけども、これはまたどこにいるかわからないのにやるんですよ。

その壊すこと自体は、それはよろしいかと思う。そういう隣のうちにかかった場合はね。でも、その部分から先のことを考えたら、今その部分を立科町に即導入するというのは、なかなかできないんですね。

先ほど、今の総務課長も答弁をしましたがけれども、事業を現在やっている皆さんへの意向調査ということはないですけども、それぞれ接触をして、連絡をとって、今後どうするんですかということを知っているんですよ。それは、ほとんどの答えが、今景気悪いんで、将来に期したいと、こういう答えが来ているんだそうです。

いずれにいたしましても、議員さんの言われる白樺高原の全事業者に対する意向調査となるのか、今そこで営業していない方の意向調査になるのかというのはちょっと分かれるところですけども、そんな思いを、今思いながら聞いておりました。

どうぞ。

議長（滝沢寿美雄君） 11 番、橋本昭君。

11 番（橋本 昭君） 国策とかいう問題ではなくて、もう国策だからできたとかということではなくて、立科町として、観光地として意向調査は、やっぱりぜひやるべきじゃないかと、私は思いますね。

この人・農地プランの中に書かれているのは、農業を辞めたいまで書いているわけですよ。農業を辞めたいですかという問いもしているわけです。これは、農業経営と書いてあるわけですよ。経営者ですよ。同じですよ、事業者。あなたの家では 10 年後の農業経営をどのようにお考えですかと書いてあるんですよ。農業経営ですよ。全く同じレベルの話をしているわけであって、そういうものに対する意向調査をしないというのは、町の姿勢を問われているということだと思いますよ。観光地をどういうふうにするんだということを、真剣に考えてないんじゃないかというふうなことを、私は言わざるを得ないと思います。

観光課長にお尋ねしますがけれども、先ほど観光課長、いろんな事業のことを言われました。事業は、確かに課題を解決するためという、町長は言われるけれども、この課題を解決するような内容ではないというふうに私自身は思っておりますけれども、観光課長は、以前、私も同じ問いをしました。観光課という立場で女神湖通りを見たときに、来訪者という立場に立ってどういうふうに感じられますか。観光課長にお答えいただきたい。

議長（滝沢寿美雄君） 岩下観光課長。

観光課長（岩下弘幸君） たしか、一番の観光のメインの通りです。反対側には、当然蓼科園地の野外音楽堂あり、それから体育センターあり、マーガレットテニスパークあり、女神湖の一番大きな駐

車場ありということですので、行ってみると、やはり草が境にはあつたりして、繁茂している。見たところ、大変いいものではございません。

こんな中で、話題になったのは、商店街組合さんが、やっぱり草ぼうぼうになってどうしましようというような話も私のほうへされたことはあります。やっぱり、隣近所の皆さんがやることでしたら、それについてはいいんじゃないですかというような話をさせてもらいました。

しかしながら、その貸地の方については、もしかするとそれは高山植物だと言う方も当然いらっしゃるんですけど、私のほうからどうのこうのというのは言わなかったわけですけど、商店街通りを皆さんが協力し合って、雑草を抜いてきれいな駐車場、目の前にある駐車場を整備しましょうと、そういうものについては大変よろしいかなとそんなふうに思っています。

今言われたとおり、空き家になっているところについては、大変見たところよくない、これはだれが見ても同じだと思いますけれども。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君）11番、橋本昭君。

11番（橋本 昭君）観光課長がそういうふうにご認識されているわけですから、一番初めに私の質問の中で、大分前の話ですけれども、土地は財政、観光は観光課、2つの課が互いに白樺高原というのを管理しているという。観光課が思っている、財政は土地を貸し付けている立場で、そういう論点でいきますけど、観光課の例えばとしては、ああいう状態ではまずいわけですよ。だから、それぞれ、やはり今後の対策を練るためにも、今、未営業されている方も、今後高齢者になるであろう事業者、別荘の廃屋という問題もあります。別荘の廃屋に関しても、もう当然、外観から見ても内部を見ても、住めないような建物が存在しているわけですね。それに対してどういう手を打てるかといったら、財政とも相談をしますと、先ほどの町長と同じように、督促、書面でのしかない、それ以上のことはできないというお話ししか来ないわけですよ。

やっぱり、ここについては、今後、事業者にも問題が起こりますし、別荘所有者に対しても問題が起こるとするのは、廃屋同然になったときの相続をしないというような事例が、ここから多々生まれる可能性もある。したがって、今の段階で早めの手を打って、いろんな対策を講じる、それが問題点を認識して、課題を浮かび上がらせて、それを解消する手を打つというところに踏み込むということは、私は必要じゃないかなというふうに思っているわけです。

その議論についてはあれですけども、いずれにしても今の白樺高原全体は活力が低下をしている。活力が低下している、その活力の低下というのは、以前観光力というお話をしたことがあると思いますけれども、やはり事業者が生き生きとその中で事業を営むと、そのための環境をつくるというのが観光地を運営されている町長の、私はお立場ではないかなというふうに思うわけです。したがって、長期振興計画上にも課題というものがあって、その課題を解消する策というものを、やはりしっかりと手を打つということが、私は必要じゃないかなというふうに思っています。

スキー場の件で、分けて、スキー場の問題認識ということで、今お話を伺いました。観光課長から、今いろいろな形での対策を、今説明をされましたけれども、ちょっと説明が、私、わかり

にくいところがありまして、もう一度、再度確認いたしますけれども、経費の削減等云々ということで、いろんな形をやられるという中で、最終的にどういうふうになったのかというのを、ちょっと今の説明でわかりにくかったのでお聞きしますけれども、リフトの第2ペア、第3ペア、第1ペアというものを休止をするという話があったけれども、観光協会のほうからいろんなご提案があって、それについては売上減にもつながるし、今までの白樺高原というものの価値を失うものがあるだろうと、したがってやめてほしいというお話があったので、その後どうされるかというお話が今はなかったもので、それについてはどうなんでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 岩下観光課長。

観光課長（岩下弘幸君） 先ほどご説明をしましたとおり、経費削減というのは、もうそこまで来ているかなというような状況です。

基本的に考えたのは、根本的な対策をとということで、4月から取り組んできました。観光課としてもどうだという中で、やっぱり今言った12億の収入があったころと3億です。この差で見ますと、リフトを運行している中で、平日の暇なときはお客さんがいないという、そういう状況の中で、やはり抜本的な見直しも必要だろう、これが基本です。

それから、ゲレンデにつきましては、もともと雪の少ないところ。ただ、高冷地でして、大変いい雪ができるということの中では、そのスキーのバーン、一番先につくっちゃいます。このバーンをつくりますと、4月までもつという中で対応してきている中で、その幅も、自然雪のコースと、それから人工雪でつくったコースという形の中で分類した中で1割減を考えようという考え方で、今回来たわけです。

先ほど言いました効率の悪いものということについての対応につきましては、昨年からも現実には実施しております。というのは、去年始まってきているのは、3月になりますと、お客さんは平日はほとんど来ません。これについて、今までどおりの運営が必要なのかという状況、従事する皆さんについてもそうです。そういう反省点の中で見ますと、ただ搬器が動いている状況の中での経営はいかがなものかと、そういうことの中での発言でして、最終的には、やはり今回、平日のメンズデーを増やしたということは、平日に何しろお客さんに来ていただかないと、そういう誘客の仕方をしないとお客さんは来ないということの中で発案をしたものでございまして、今言う団体がない、それからまたメンズデーもない、天気も悪そうだ、その中では、当然平日は運休をしていくと、これはどこのスキー場でもやっている形です。

しかしながら、やっぱり町営でやってきているという中では、なかなかそういう身軽な対応ができなかったのも1つの反省点です。そこら辺を踏まえまして、やはりそれに対してはきちんと対応したいということで、今回、今年度のスキー場経営についてのご説明をさせていただいております。

当然、お客さんがいるというのは、事前にもう団体が入る場合はわかっていますので、そういうものについては当然やっていくということですが、基本的にお客さんのいないときは止めていこうと。当然、スキー場の、例えば山頂まで行くものがないとかいう、そういう問題ではないんで、きちんとした対応はできるかなと。

それから、現実にあることでして、3月なんかには、八子ヶ峰側から風が大変強いものが吹きます。逆に言うと、あのゴンドラを止めて第2を動かすというのは、当然あるわけですし、そういう対応をきちんとしていた中でやっていければ、お客さんに対しての失礼はないかなと、そんなふうに考えております。

議長（滝沢寿美雄君）11番、橋本昭君。

11番（橋本 昭君）結論的には、その第2ペアと、その次は第1ペア、第4ペアですか、それは平日は動かさないという結論だということですか。

議長（滝沢寿美雄君）岩下観光課長。

観光課長（岩下弘幸君）はい。今言った、予約が入ってきた団体とか、それがあつた場合については当然やりますけれども、そうでないときは、ほとんどお客さんいないときは止めます。そういう形で、従業員の説明会にもしてきました。それから、リフトの今年度のシーズンに向けても、説明をさせていただいたところです。

議長（滝沢寿美雄君）11番、橋本昭君。

11番（橋本 昭君）今のお話ですけれども、これは先ほどの同僚議員の午前中の質問の中でもございましたが、樽ヶ沢温泉に関して、計画はするということで、今考えているんだということで、何年後かにはやるんだと。その中に対して、要は地元の人間に対してどういうふうに説明をするか、どういう意見を求めるかという問題と、森本議員のお話で、計画を先に立てて、それで民意、合意を得なければ、町民の合意を得るといふようなことを先ほど質問をされてはいたけれども、全く同じようなことで、決めてあると、その前の前段でしっかりと協議をされているのかと。いろいろな協議をした結果、町民というか、事業者にもそれが伝わっているのかどうかというところを、ちょっと私としては理解してないんですけれども、しっかりと協議はされたんでしょうか。観光課長です。

議長（滝沢寿美雄君）岩下観光課長。

観光課長（岩下弘幸君）本来、スキー場経営が大変厳しいという基本があります。先ほど言いましたように、それがどのぐらい影響があるかというのはありますけれども、担当している経営側からすると、やはり無駄なものは省いていくというのが基本的な考え方です。それについての流れ、やはり説明というようなことは、当然必要だと思いますけれども、先ほど言いましたように、直接担当いたします皆さんと観光協会という中では、10月の末ですか、11月の頭に最終的な意見を取りまとめていただきまして、そんな形をつくったということです。

今言ったように、完璧に止めるのかと、一番最初はもうやらないという考え方でしたので、それはもう解消したと。しかしながら、やっぱり土日は、今言う効率の悪いときは、当然経費削減をやるべきだろうという考え方をしております。それが影響がどのぐらいあるのかというのは、ちょっと計り知れないところもありますけれども、そこには、例えばお客さんのいないときの人員は、つく方が当然要るわけですし、空の搬器を回しているというような状況だといふがなものかと、そこら辺からきちんとしていかないと経費の削減にならないということでもありますので、そんな形をとってきたということです。

今言われたときに、協会の皆さん、いつの時点でどうのこうのという話になろうかと思えますけれども、基本的には、やっぱり無駄を省いていくというのは、それは最低限の話でありまして、やり方についてはあれですが、スキー場を全部終わらすというわけにはいかないんで、やはりそこから辺は臨機応変の中で対応していきたいと、そんなふうに考えております。

議長（滝沢寿美雄君） 11 番、橋本昭君。

11 番（橋本 昭君） 議論をされたかどうかは、私もよくわかっておりませんが、リフトを止めるということは、総体的にリフト料金が割高になると。例えば、クルマ山全体であれだけのリフトがあつて、3,900 円というリフト料金ですよ。それに対して、仮に 1 本や 2 本減らすというのは、経営側としては、経営側というか、お客様の立場でいったら割高だなという感じがするわけですね。そういうところも含めて、十分協議をした結果だということで、どれだけの売上が減になるかということも含めた上でやっておられると。

逆に、私ならば、空で回っているならば、じゃ 1,000 円でも 500 円でもいいから、お客さんに来てもらったほうがいいなという考え方も、私は逆にできるんじゃないかなというふうに思うわけで、思い切った形で、平日は 1,000 円だ、すべて 1,000 円ですと、それで回していったほうが逆にいいのかなという考え方もあります。その辺は十分ご協議された上での結果だということで、そこまでもうこれ以上、それについてはお話ししません。

先ほど、担当課長は 4 月から、4 月終わった後から、いろいろと長い間、協議を重ねてきたというところで、今までいろんな宣伝会とか、そういうようなものをおられると。その宣伝会とか、そういうものを、今年も頑張つてかなりやっておられるというふうに、先日も新宿のほうへ行ってやっておられたということをお聞きしております。

しかしながら、その宣伝の効果というものの検証というのは、果たして本当にできているのかなど。無駄な宣伝をしているのかというようなことも考えられますし、ではシーズン前に関係市町村、私どもと立科町との関係市町村に対してどういうアプローチをされているのかと。

関係市町村じゃなくて、ターゲットを絞らないで、大勢の方たちに対する宣伝活動というのが 1 つありますね。それから、スポーツ関係店を軸とした宣伝活動とか、そういうのがありますけれども、それに加えて、やはり関係市町村に対して、こういう手当てをするのでぜひ来てほしいというようなご努力もされているのかどうか、その辺はどうなんですかね。

議長（滝沢寿美雄君） 岩下観光課長。

観光課長（岩下弘幸君） きのう、ポケットティッシュをお配りしたような、ああいうアイデアをしながら、しいなちゃんを使いながら宣伝をしてきたという状況でして、あのパンフレット、最終的にちょっと言いますと、今年の営業方針、一番最初のころはリフトを消すというような格好でした、パンフレットについても。それが、最終的におくれてきまして、11 月の頭ということの中でパンフレットをつくったんですけど、これはやはり皆さん方の協力をいただいた、今年のポスターも同じものですけども、パンフレットの表の分、それから裏の分、あれがポスターです。あれを使ったもので宣伝をしてきている状況です。

先ほど言われました、宣伝効果はどうかと。この前もお話をしましたが、例えば割引券の場合、

この券の端を持ってきたりするわけです。それを売り場で交換をして、それで一日券なりが出る。金額が、当然割引がされている。そういうものの集計がございます。先ほど言われましたように、その中で、例えば大変宣伝効果があったな、そういうものについては、当然今回も増やしていきたいと、そういう考え方で進んできております。

それから、関係する市町村ということで、これは当然、パンフレットができたとき自体に、今言ったパンフレット、ポスターを持って、2人ずつ組みになって行っております。豊島区さんについては、逆に言うと今年来るといようなことで、現地での説明会をやりました。私も出させていただいたりして、きちんとした受け入れができるかなというふうな感じをしております。

当然、それだけではないので、やっぱり豊島区、大変大きな観光のエリアですので、そちらについても観光協会を通じた中で宣伝をしてきているということです。当然、清瀬市さんもそう、慶應大学についてもそう、そんなような形の中で、もう事前に都内のほうについては終わっています。

私の行った営業の範囲とすれば、蓼科温泉に行かせていただきました。パック券の関係がありましたんで、行って、2件、滝の湯さんともう1社、去年は営業されてなくて、契約をいただいてなかったところについては、行って、私がみずから行って話をさせていただいております。やはり、そんなところから宣伝効果を検証というのは、なかなか難しいかもしれませんが、なるべく検証のできる方法をとろうというふうな考え方で、宣伝のほうとよく詰めてきております。

それから、スポーツ店については、もうここずっと土日ですかね、連休も含めた中で、スポーツ店店頭でのイベントもやってきています。うちの宣伝はほとんど休みがないような感じで出ていますが、そんな中で宣伝をしている。

やっぱり動かないといい話も聞けないということで、スポーツ店もそうですし、それから今言った各市町村もそうですけれども、そういうところへ行くと、やはりそれなりきの話が手応えとしてあるということ、やはり行かないとだめかなというふうな話もしているところ、そんなような状況でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 11番、橋本昭君。

11番（橋本 昭君） 大変ご努力されているというのは、感謝申し上げます。

観光協会からも、いろんな形での提案をされていると思います。やはり、来られたスキー客の皆さんが楽しく過ごせる、それが唯一じゃないかと思えます。

各スキー場、価格競争をやっております。価格競争は、割引というものが当然です。何に勝てるかといったら、やはりそこが楽しいスキー場であるかと。

ちょっと私は残念だと思うのは、イベント数が少なくなっている。これは、観光協会のほうも減らしているような、パンフレットを見る限りはですね。やはり、小さなものでもいいから、楽しいイベントを毎週のようにやるというようなことを、みずからも観光協会に働きかけてやっていくということも、私は必要じゃないかなと。やはり、お客様は、何かイベントがあれば、それにぶつけて来るんだと。ただ、料金だけじゃなくて、やはり料金プラスアルファの楽しみという

ものがある必要があるだろうと、私は思うわけですね。

その中で、いろんな提案が協会からもされていると思いますので、それも含めまして、もう今、15日からシーズンが始まります。始まっても、リピーターの方もおられるわけですから、またホームページというスタイルで発信することもできる。そういうようなことを考えたら、今からでもそういうイベントというものの、小さなイベント、お金のかからない小さなイベント、いろんな工夫をされるものがあるかと思います。しいなちゃんも利用して、毎週しいなちゃんが出てくると。しいなちゃんとジャンケンをしたら何かあげますだとか、そんな簡単なものでもいいんですよ。そういうようなイベントというものを常時やっているということが、楽しいスキー場のイメージを、特にファミリーですから、白樺高原国際については、やっぱりやっていかなきゃならない。

それから、もう一つ、リフトの、やっぱりファミリー志向で、ゲレンデはいろんな手当てをしています。価格面でも、ファミリー志向の手当てをしている。それに打ち勝つためには、やっぱりそれなりの手当てをしなきゃいけないという部分もあると思いますけれども、ファミリーをターゲットとした形でいくなれば、やはりファミリーが楽しめるようなスタイルというものを、ぜひ索道の中でもしっかりと考えていただきたいと。

それから、もう一つ、サービスという面で、発券時間が遅いという。例えば、来られたお客様が、土日一番集中しているようなときに、並んで20分、30分待つような発券スタイルというのは、これはちょっと工夫しなきゃいけないんじゃないかと。これについては、今、コンピュータ等々での発券というものを、作業をやっているわけで、それが一番、最終的には集計上もやりやすいかもしれませんが、現実的には、やはりお客様のサービスという面では、手作業の発券というものを十分考慮しながら、やはりお客様が駐車場に來られて、スキー場の入り口に來た段階で、もう10分でお客様はスキーができるというぐらいのスピード感を持った発券作業というものが、私は必要じゃないかなと、これがやはり1つの売りにもなるだろうというふうに思うわけです。

もう一つ、これは苦言でございますけれども、今、立科町の公式ホームページの第1ページ、どういふふうになっているかといいますと、右側にリンク先があるわけですがけれども、信州白樺高原、その下に2 in 1スキー場、下のほうに蓼科白樺高原観光協会と、そういうリンク先があるわけですがけれども、今12月段階でも、夏の風景の信州白樺高原になっているわけですね。それをクリックしますと、何が出てくるかといったら、白樺高原国際スキー場になるわけですよ。やっぱり、もう少し繊細な感度が必要じゃないかなというふうに思います。

それともう一つ、白樺高原国際スキー場で、先ほどのご説明の中で、シャトルビーナスを中止をされるということがもう決定しているわけですね。これは、議会の中で、今補正の中でかかっているわけですがけれども、決定をされているならば、白樺高原国際スキー場の新宿発便というものに対して、今シーズン決定次第書きますという表現になっているわけですよ。もう取り消すべきじゃないかなと。

それともう一つ、楽天の割引のサイトというのがあるんですね。その中のいろんなスキー場が、

八ヶ岳関係のスキー場がずらっと並んでいまして、それぞれをクリックしますと、オープン日が書かれているわけです。いつからいつまで。白樺高原国際と白樺2 in 1スキー場は昨年そのままなんです。ほかのスキー場は、全部変わっています。そういう繊細な感性、大変忙しいのはわかっております。いろいろ今は営業をしなきゃいけない、いろんなところへ。だけれども、やっぱりそういう感性をしっかり持ってもらわないと困るなというふうに思うわけです。

いろんなことを申し上げましたけれども、いずれにしても、やはり経費削減は当然必要な、でき得る経費は削減すべきだろうと。しかし、何といても、やはり売上増だと思います。事業者もしっかりとした形で情報発信をして、売上増を図らなきゃいけないというふうに思っております。

索道そのものも、情報発信手段というのは限られたものしかないわけですね。もう今、シーズンに入ってからですね。だから、しっかりとした情報発信の手段というものを、ホームページ等々、しっかりとした形で、やはりやっていただいて、とにかく売上増、楽しい、お子様が喜ぶようなスキー場をぜひやって、今シーズン終了には、前年の売上、2割ぐらいアップというような形で終わるように、さらなるご努力をぜひお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（滝沢寿美雄君） これで、11番、橋本昭君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は、全部終了とします。これで散会します。ご苦労さまでした。

（午後5時41分 散会）